

令和4年第4回葛城市議会定例会会議録（第2日目）

1. 開会及び延会 令和4年12月8日 午前10時00分 開会
午後 4時12分 延会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番	西川善浩	2番	横井晶行
3番	柴田三乃	4番	坂本剛司
5番	杉本訓規	6番	梨本洪珪
7番	吉村始	8番	奥本佳史
9番	松林謙司	10番	谷原一安
11番	川村優子	12番	増田順弘
13番	西井覚	14番	藤井本浩
15番	下村正樹		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	溝尾彰人
教育長	椿本剛也	企画部長	高垣倫浩
総務部長	東錦也	総務部理事兼都市整備部理事	安川博敏
市民生活部長	前村芳安	市民生活部理事	林本裕明
産業観光部長	早田幸介	保健福祉部長	森井敏英
こども未来創造部長	井上理恵	教育部長	西川育子
教育部理事	板橋行則	上下水道部長	井邑陽一
会計管理者	吉井忠		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩永睦治	書記	新澤明子
書記	神橋秀幸	書記	福原有美

6. 会議録署名議員 7番 吉村 始 8番 奥本佳史

7. 議事日程

日程第1 一般質問

一般質問通告一覧表

質問 順番	議席 番号	氏 名	質疑方法	質 問 事 項	質問の相手
1	9	松林 謙司	一問一答	不登校特例校の設置について	教育長 担当部長
				校内フリースクールの設置について	教育長 担当部長
2	4	坂本 剛司	一問一答	葛城市が作成する医療的ケア児のガイドラインについて	市長 担当部長
				園児・児童・生徒への性教育について	教育長 担当部長
				学校健診での上半身脱衣について	担当部長
3	3	柴田 三乃	一問一答	新庄小学校の東門への通学路の安全性について	市 長 教育長 担当部長
				広報としてのSNS活用について	市 長 副市長 担当部長
				産学官連携の将来	市 長 担当部長
4	11	川村 優子	一問一答	コロナ感染対策に行動制限がもたらした影響について、今後の対策は	市 長 教育長 担当部長
5	5	杉本 訓規	一問一答	市内保育所について	市 長 担当部長
6	8	奥本 佳史	一問一答	就学前保育における諸課題について	市 長 副市長 教育長 担当部長
				今後の特別支援教育について	市 長 教育長 担当部長
7	7	吉村 始	一問一答	まちづくりへの市民参加について	市 長 担当部長
				乳幼児・小児への新型コロナワクチン接種について	市 長 担当部長
				生活保護のしおりについて	市 長 担当部長

8	1	西川 善浩	一問一答	SNS等を活用した子育て支援のその後の進捗について	担当部長
				過疎化が進む集落地域の可能性について	市長 副市長 担当部長
				大阪・関西万博を契機とした本市の取組みについて	市長 副市長 担当部長
9	12	増田 順弘	一問一答	一般質問について	市長 副市長 担当部長
10	10	谷原 一安	一問一答	子育て安心のまちづくり	市長 担当部長
				内部統制の整備・運用	市長 担当部長
11	2	横井 晶行	一問一答	水道事業について	担当部長

開 会 午前10時00分

梨本議長 ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより令和4年第4回葛城市議会定例会第2日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

葛城市議会では、会議室内における新型コロナウイルス感染対策を行っております。また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、一般質問を行います。

申し上げます。去る11月29日の通告期限までに通告されたのは11名であります。質問者はお手元に配付の通告一覧表に記載のとおりであります。なお、一般質問の方法は11名の議員全員が一問一答方式を選択されております。制限時間につきましては、質疑、答弁を含めて60分とし、反問時間は制限時間には含みません。また、質問回数につきましては、制限はございません。

それでは、ただいまより一般質問を行います。

最初に、9番、松林謙司議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

9番、松林謙司議員。

松林議員 皆様、おはようございます。公明党の松林謙司でございます。ただいま議長のお許しをいただき、これより一般質問をさせていただきます。今回私の質問は、テーマとして大きくは不登校の児童生徒に対する支援についてお伺いをさせていただきます。そして、第1番目の質問が、不登校特例校の設置について、そして次に、2番目の質問として、校内フリースクールの設置についてお伺いをさせていただきます。

なお、これよりは質問席より行わせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

梨本議長 松林議員。

松林議員 まず、第1点目の不登校特例校の設置についてお伺いをさせていただきます。全国の小・中学校で、2021年度に不登校であった児童生徒は24万4,940人、前年度19万6,127人、前年度比24.9%増となっており、児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数は25.7人、前年度は20.5人、全国的に不登校児童生徒数は9年連続で増加をし、過去最多となっております。ここで伺いをいたしますが、本市における不登校児童生徒数はそれぞれ何人いるのか、また、不登校の児童生徒のうち、民間のフリースクールに通所している児童生徒は何人いるのかをお示しくください。

梨本議長 板橋教育部理事。

板橋教育部理事 教育部の板橋です。よろしくお願いをいたします。

令和4年9月末現在で、30日以上欠席している児童生徒は、小学校29名、中学校36名となっております。現在、民間フリースクールに通所している児童生徒につきましては、小学校4名、中学校1名となっております。

以上です。

梨本議長 松林議員。

松林議員 ありがとうございます。続けてお伺いをさせていただきます。児童生徒がフリースクールに通所する場合、出席扱いとするのかどうかの基準、通学定期乗車券の取扱いはどのようなになっているのかをお示してください。

梨本議長 板橋教育部理事。

板橋教育部理事 フリースクールに通所した日数を在籍校の出席扱いとしたり、通学定期乗車券の証明を交付することにつきましては、児童生徒の保護者と学校との間で十分な連携・協力関係が保たれていること、また、児童生徒が入所したフリースクールにて、相談・指導を受けていることが条件となっております。

以上です。

梨本議長 松林議員。

松林議員 ありがとうございます。まずは、児童生徒の保護者と学校の間で十分な連携・協力体制が取れているのかどうかということが重要となってくるということだと思っておりますが、不登校児童生徒の保護者に対し、不登校児童生徒への支援を行う機関や保護者の会などに関する情報提供及び指導要録上の出席扱いや、通学定期乗車券の取扱い等を周知することも重要なことでもあります。ぜひとも今後、不登校児童生徒への支援を行う機関、そして保護者に対して情報の提供、周知方を更によろしくお願いを申し上げます。

本来学校とは、子どもたちが安心・安全に学校に通い、仲間と一緒に自分の能力を伸ばしていく場所であるはずで、不登校児童生徒の多様な教育機会の確保や、誰一人取り残されない学校づくりという点からも、教育部におかれましては、時には他の関係部課とも連携を取りながら、不登校の児童生徒に対しての支援にご尽力いただいていると思っておりますが、現段階において本市では、不登校の児童生徒に対して具体的にはどのような支援をしているのかをお示してください。

梨本議長 板橋教育部理事。

板橋教育部理事 まず、学級担任による家庭への訪問、それから子ども・若者サポートセンターの臨床心理士の巡回相談による保護者への支援、適応指導教室の設置、校内フリースペースの設置、A I相談による匿名での相談機会の確保、不登校傾向の子どもの保護者の会「とまりぎ」によるサポートなどを行っております。

以上です。

梨本議長 松林議員。

松林議員 ありがとうございます。公明党は本年2022年3月10日、不登校支援プロジェクトチームを設置、不登校児童生徒の支援策の一つとして、子どもの状況に合わせた授業カリキュラムを組むことができる不登校特例校の整備、充実について議論を行い、4月22日の衆議院文部科学委員会で浮島とも子衆議院議員が不登校特例校の設置拡大を訴え、末松信介文部科学大臣は不登校特例校の設置促進を図ると応じました。さらに、4月28日には不登校プロジェクトチームの提言として末松大臣に、不登校特例校を都道府県、政令指定都市に1校以上を設置

することを強く要望、その後政府は不登校の子どもを対象に柔軟なカリキュラムを組める不登校特例校について、全都道府県、政令指定都市への設置を目指す方針を固め、6月に策定をした経済財政運営と改革の基本方針、骨太の方針に初めて明記をしました。また、文部科学省は、6月10日に不登校に関する調査研究協力者会議の報告書を取りまとめ、今後の不登校児童生徒への学習機会の確保と支援の在り方について、重点的に実施すべき施策の方向性は、誰一人取り残されない学校づくり、不登校傾向のある児童生徒に関する支援ニーズの早期把握、不登校児童生徒への多様な教育機会の確保、不登校児童生徒の社会的自立を目指した中長期的支援の4点であり、不登校の考え方として、登校という結果のみを目標とせず、社会的自立を図ること、状況によっては休養が必要であり、学校に行けなくとも悲観する必要はなく、様々な教育機会を活用することが必要として、全国の教育委員会等の機関へ通知し、小・中・高等学校へ周知を図りました。不登校の児童生徒に合わせた学校づくりは、構造改革特別区域法を活用する形で、2004年度から八王子市立高尾山学園など一部地域で始まり、2005年の学校教育法施行規則の改正で、特区申請なしで設置が可能となり、2016年に公明党の推進で成立をした教育機会確保法に基づく基本指針では、自治体に対し、不登校特例校の設置を促しております。2022年4月時点で不登校特例校は10都道府県21校、公立12校、私立9校にとどまっており、文部科学省は、教育委員会の担当者でも特例校について知らないケースがあると、設置に向けた手引を作成、周知するなど、認知度向上に努めております。不登校特例校を設置、開校したことによる教育効果、実践例を少し紹介をさせていただきます。

岐阜市草潤中学校は、ICTを活用した学習支援に力を入れた自治体主導による不登校特例校が2021年4月に開校、不登校特例校は不登校の子どもに配慮をして、柔軟な教育課程が実施できるため、通常、中学校の授業時間は年間1,015時間ですが、草潤中学校は770時間、定員は40人ですが、初年度の説明会には、120家族、380名が参加。現在、1年生13人、2年生12人、3年生15人が在籍し、2017年に閉校した旧徹明小学校の校舎を使っています。全ての授業がオンライン配信されているため、学校に行けない場合は、個々の状況に合わせて自宅でも受けられます。登校のスタイルは、月に1回生徒の条件に応じて、1点目は毎日、2点目はICTを活用した在宅中心学習、3点目が週数日登校と在宅学習の組合せから選ぶことができ、時間割は生徒と教師が相談をしながら一緒に決めます。さらに、学級担任は生徒が選ぶことができ、その後の変更も可能、開校時の教師は異動ではなく、教師の手挙げ方式、希望となります。服装、持ち物の規則はありません。授業にも特色があり、自分で自由に決めたテーマに取り組めるセルフデザインという科目もあり、タブレット端末で絵を描いたり、学校備品の楽器を演奏したり、様々な時間を過ごすことができるようになっております。井上博詞校長の方針は、ここに来るのは普通の学校に通うのが困難だった子ども、子どもが学校に合わせるのではなく、学校が生徒に合わせ、一人一人の個性を伸ばす教育です。校長室や職員室は開放されていて、昼食は一緒に食べる生徒もいるといいます。草潤中学校では、入学前に、毎日登校を考えていた生徒は18人でしたが、4月末には7割近くの27人が毎日登校を希望、3年生の中には高校を目指して受験勉強に励む生徒もおります。井上校長は、生

徒から気軽に学校に来られる、保護者から、子どもが学校に通えるようになってよかったとの声が寄せられていると話す。また、他の不登校特例校では、令和4年4月に文部科学省から指定を受け、分教室型の不登校特例校として、宮城県の富谷市立富谷中学校西成田教室が開設をされました。西成田教室では教科ごとの教員を配置し、特別の教育課程を編成し、意図的・計画的な教科指導を少人数や個別の形態で実施するもので、東北初の取組となっております。西成田教室は、昭和49年富谷小学校の統合で閉校となった西成田小学校の校舎を活用していて、西成田コミュニティセンター内に設置をされております。里山の自然豊かな環境であり、様々な自然体験や地域の方々との交流も行える環境が整っております。富谷市では、2020年度から文部科学省などと協議を進めていて、2021年の7月30日に、生徒250人在籍の富谷市富谷中学校が、不登校特例校として文部科学省の指定を受けることに決まりました。富谷中学校との連携を可能にする分教室方式が今回採用されたことで、設置に必要な時期が短く済んだようでもあります。全国の小・中学校で2021年度に不登校であった児童生徒は、前年度比24.9%増の、24万4,940人となり、9年連続で増加をし、過去最多となる中、不登校の子どもたちの状況に合わせた柔軟な授業カリキュラムを組むことができる不登校特例校が、2022年4月時点で、全国10都道府県で21校設置をされております。不登校に関する調査研究協力者会議の報告書にもあるように、登校という結果のみを目標とするわけではないが、本来、義務教育、学校とは子どもたちが安心・安全に学校に通い、仲間とともに自分の持っている能力を伸ばしていく場所であるはずで、不登校児童生徒の多様な教育機会の確保や、誰一人取り残されない学校づくりという点からも、不登校だった子どもたちが登校を始める不登校特例校の実践が注目をされております。この不登校特例校について、本市の教育委員会はどのような認識なのかをお聞かせをください。

梨本議長 板橋教育部理事。

板橋教育部理事 不登校特例校とは、不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成して教育を実施できる学校であるということで、学校教育法の施行規則に基づいて、文部科学省が学校を指定し、学校教育法に基づく学校と位置づけられるもので、議員お述べのとおり、令和4年4月時点で、全国で21校、うち公立12校が開校しております。文部科学省が不登校問題解決の中核的組織として設置した不登校に関する調査研究協力者会議の報告書の中で、不登校特例校は、基礎学力の定着や社会性の育成、自己肯定感の向上が見られたり、進学にもよい影響を与えるなどの効果があるとされており、不登校特例校は、不登校児童生徒の実態に配慮した教育を実施し、様々な事情や背景を抱えた児童生徒が安心して教育を受けることができる意義のある制度であると認識しております。不登校特例校の設置に伴う施設の維持費、あるいは教員の配置などの費用、広域連携による不登校特例校の設置の可能性など、今後研究をしてまいりたいと考えております。

以上です。

梨本議長 松林議員。

松林議員 ありがとうございます。2016年に公明党の推進で成立をした教育機会確保法に基づく基本

指針では、国は自治体に対して不登校特例校の設置を促しております。また、政府は本年6月に策定をした経済財政運営と改革の基本方針、骨太の方針に不登校特例校の全都道府県、政令指定都市への設置を目指す方針を固め、初めて明記もしました。ここで、本市におきましても不登校特例校の設置が急務であると考えますが、現段階の状況と併せて、今後設置に向けて関係各所への働きかけなど、どのような取組をしていくのか教育長のお考えをお示しください。

梨本議長 樫本教育長。

樫本教育長 皆さん、おはようございます。教育長の樫本でございます。よろしく申し上げます。ただいまのお問いでございますが、不登校特例校の設置について答弁させていただきます。

不登校の児童生徒に対しまして、多様な教育機会を確保していくためには、不登校特例校のほか、教育支援センターであるふたかみ教室、あるいはフリースクールなどの民間施設における支援など、児童生徒一人一人の状況に応じた支援をすることが重要であると考えております。そこで、不登校特例校を考えるには、大和郡山市にもあります不登校特例校である学科指導教室「ASU」のように、まずは、本市教育支援センターであるふたかみ教室の充実に取り組むことが最重要であると考えております。そのため、ふたかみ教室を所管している子ども・若者サポートセンターとの連携をこれまで以上に図り、そこで学ぶ生徒の学習状況等を更に充実させ、不登校の児童生徒の教育機会の確保に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

梨本議長 松林議員。

松林議員 ありがとうございます。2016年に公明党の推進で成立をしました教育機会確保法に基づく基本指針には、不登校の児童生徒が通いやすい民間フリースクールや公立の教育支援センター、特別な教育課程を持つ不登校特例校など学校以外の教育機会を確保する施策を国と自治体等の責務として必要な財政支援に努めるよう求めています。

教育機会の確保ということで、不登校特例校の取組について質問をさせていただきましたが、次に、不登校の児童生徒に対する第2点目の校内フリースクールの設置についてお伺いをさせていただきます。愛知県岡崎市の中学校内にフリースクールF組の取組が注目をされており、他の自治体にもその取組が広がっております。岡崎市教育委員会教育相談センター所長の小田英宣氏の説明によると、Fit、Free、Fun、Futureの頭文字を取ったF組、愛知県岡崎市が長期欠席者や集団になじめない子などに、個別最適な学びの場を保障し、多様な教育機会を確保するために設置をした校内フリースクールです。県教育委員会主導で、校内フリースクールの設置を広げる広島県の取組なども参考に、2020年度に3校でスタート、2021年度には5校増設、2022年度には6校が加わり、計14校に設置をされました。市内の中学校は全部で20校なので、7割の学校で整備が済んだこととなります。2021年度時点で非設置の12校も不登校生がいない1校を除いて、残り11校は全て設置を希望しました。予算の関係で2022年度の新規設置は6校に絞られましたが、選外となった5校では、保護者からもF組の設置を望む声が多く上がっており、2023年度には、市内全中学校にF組を

整備する予定ですと、小田氏は述べます。更に増設が続くのは、やはり成果が出ているからです。F組設置校は非設置校に比べ、長期欠席者の増加率が抑制をされており、2021年度新設校5校のうち2校は、2019年度に比べ、長期欠席者が減少傾向にあります。また、市の適応指導教室と在籍学級との段差軽減にもつながっていると言えます。在籍学級に通えなくなった子にとって、適応指導教室に行くことは、1段階落ちる感覚です。その段差はとて大きく、在籍学級に戻ることを難しくしておりました。ですが、在籍学級と並列関係にあるという位置づけの多様性を認めるF組ができてから、校内にある市の適応指導教室、在籍学級、F組の3つを併用する生徒が増えました。自分の居場所を選びやすくなったのではないかと思います。登録利用の生徒だけではなく、ちょっと疲れたから3日間だけF組に来て、また、在籍学級に戻るという使い方をする生徒も受け入れる。F組と在籍学級は気軽に行き来できることが不登校の未然防止にもつながっているようであります。そんなF組の様子や支援、指導の在り方を目の当たりにした教員の意識が変わり、在籍学級の支援や指導の体制も変化してきていますと、小田氏は話します。市内では、F組を参考に、独自に校内の居場所づくりを始める公立小学校も増えているといます。岡崎市東海中学校のF組の様子が動画配信をされておりましたので、そのときの模様をお伝えしたいと思います。

まず、朝8時までの登校時間に遅れようが、慌てていない1人の女子生徒が入った教室はF組。何とスリッパを脱いでこたつで暖まる生徒。ここは自由に学べる教室、F r e e、F u t u r eの頭文字を取ってF組という。3時間目の光景です。手前の子が音楽をやっている、奥の子が国語、こちらの子が英語、理科とそれぞれ自分が必要だと思う学習をしています。実はF組、不登校の子どもたちが通う学校内のフリースクール、現在10人の生徒が通っています。登校時間、服装、時間割、全てが自由、もちろん出席と認められます。東海中学校、今枝武司校長は言います。家にいるような感覚とか、ソファーがあったり、そういう感じでいつもの普通の教室とは違う空間づくりになっています。岡崎市がおととし2020年4月にスタート、校内フリースクール、現在8つの中学校に設置され、東海中学校は去年、2021年4月から設置をされました。この中学校のF組のクラスのムードメーカーである1人の1年生の女子生徒は言います。F組に通う訳はと聞かれると、新しい環境でストレスがむちゃくちゃたまつたと答え、私は大人数があまり好きではない。小学校のときは何ら問題のなかった学校生活、しかし、去年4月の中学進学で新しい環境になかなかなじめず、苦しみました。入学して1か月後に、担任の先生の勧めでF組に通学しました。F組ってどんな感じと聞かれると、気が休まる場所ですねと返事を返しました。他の生徒の中には、家から一歩も出られなかったところから、F組に通えるようになった人もおります。

文部科学省によると、全国の不登校は9年連続で増加、おととし2020年には19万人を超え、過去最多を記録しました。さらに研究機関が去年2021年9月、全国およそ1,200人の児童生徒を対象にアンケートを取った結果、コロナ禍でストレスを感じていると答えた児童生徒が70%に上り、学校に行きたくないことがあったは38%でした。

現在、このF組は、担任は竹内翔先生で、担当教科は理科、しかし、必要に応じて全ての教科をフォローしています。竹内先生は、去年2021年、F組の担任を自ら希望をしました。

それには過去の苦い経験があつてのことでした。先生は、以前を振り返り言いました。大丈夫だよという声かけも、もっとできてよかったかなと思うと述べられます。受け持っていたクラスのある生徒の席がずっと空いたままになっていたことへの後悔です。さらに、先生は、F組には何かしら抱えてくる子どもが多いので、落ち着いて安心して過ごせる場所であることが第一であると思いますと、F組に対する思いを述べられます。このF組の中に、ノートに文字を書き続ける1人の女子生徒がいます。このノートとは曲の作詞のノートでした。もともと音楽が好きなのというインタビューに対して、この女子生徒は、4年前から書きためていた歌詞で、日々の葛藤の中でつぶつた胸の内が記されております。どうやって笑顔を作ればいいのか分からなくて、鏡を見ながら笑顔の練習をしていた時期があつた。学校に行ってもすぐに苦しくなつて、保健室に行つて休んだりとか、あとは休んだりしていたと。コロナもあるし、悪化してしまったといひます。この女子生徒は、将来は音楽の道に進みたい。それが夢ですと答えました。コロナ禍での心の負担を感じているのは大人も子どもも同様です。教育現場での居場所づくりは、大人たちの大きな役目であらうかと思ひます。この学校内の不登校の児童生徒の居場所づくり、校内フリースクールの取組は、広がりを見せております。同じく、愛知県名古屋市教育委員会におきましても、本年令和4年から、校内教室外の居場所づくりを始めております。居場所の名称はスマイルルーム。市立中学校112校のうち、30校に居場所を設け、中には普通教室へ通えるようになった事例もあります。同教育委員会は、今後居場所を増やしていく方針であります。

本来、義務教育、学校とは、子どもたちが安心・安全に学校に通ひ、仲間とともに自分の持っている能力を伸ばしていく場所であるはずで、不登校児童生徒の多様な教育機会の確保や、誰一人取り残されない学校づくりという観点からも、今、紹介をさせていただきました不登校の児童生徒の校内の居場所、校内フリースクールの実践が注目をされ、広がりを見せております。この校内の居場所、校内フリースクールの取組について、本市教育委員会はどのような認識か、お聞かせをください。

梨本議長 板橋教育部理事。

板橋教育部理事 本年の9月21日に、愛知県岡崎市教育委員会、それから、校内フリースクールを設置している中学校を視察に行きました。校内フリースクールの設置の考え方、あるいは人的、物的な環境整備などのお話を伺っております。岡崎市の校内フリースクールの目的は、誰一人取り残すことなく、全ての子どもに個別に最適化された学びの場と多様な教育機会を確保し、生徒が社会的自立に向かって歩き出すことができる環境を整えることであるとお伺ひしております。また、校内フリースクールの効果として、長期欠席生徒の増加率は、校内フリースクール設置校のほうが低い傾向にあり、昨年度新設した5校中2校は、長期欠席の生徒数が減少傾向にある。また、教職員の意識の変化や深まりによる在籍学級の支援や指導の体制がいい方向に変化してきたとお伺ひしております。また、岡崎市では、校内フリースクールに、市の費用で教員OBを支援員として配置しており、不登校の生徒に家庭訪問などを行つて、校内フリースクールの様子を説明し、登校につなげておられました。葛城市においても参考にすべき取組であると考えております。

以上です。

梨本議長 松林議員。

松林議員 ご丁寧な答弁ありがとうございます。不登校の児童生徒が、学校内に自分のペースで安心して過ごせる居場所があることで、学校に行く選択肢が増えます。先ほどの岡崎市の校内フリースクール、F組の取組でも、増設が続いているのは成果が出ているからであります。本市におきましても、不登校の児童生徒の支援策として、学校内に不登校の児童生徒の居場所、校内フリースクールの開設をぜひとも進めるべきであると思っておりますが、このことに対する教育長のお考えをお示してください。

梨本議長 樫本教育長。

樫本教育長 不登校の児童生徒への対応といたしましては、まずは不登校とならないよう、未然防止と早期解決が大変大切であると認識しているところでございます。そこで、各学校におきましては、相談しやすい環境をつくるため、特に中学校においては、蓮花のA I相談システムを本年度導入させていただいたところでございます。また、不登校児童生徒の支援策として、担任任せにせず、教育相談コーディネーターを中心として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの心理の専門家と連携を図りながら、校内で組織的な支援を進めているところでございます。

議員お述べの校内フリースクールの開設についてでございますけれども、現在各学校では、教室に入りづらい子どもたちのための別教室を整備し、子どもの状況に合わせてできる限り個別に対応させていただいているところでございます。今後は、より丁寧で安心できる教育環境と学習機会を確保するため、常時専門の職員をその教室に配置できるよう、検討してまいりたいと考えております。また、私も岡崎市のフリースクールを視察させていただきました。さきの答弁にもありましたように、そこで得たよい点につきましては、大いに参考にさせていただきたいと考えております。ただ、視察に行った中学校においても、校内フリースクールや学校外の施設に行くこともできない生徒がまだまだいるという状況も聞かせていただきました。そこで本市におきましては、同様の生徒へのフォローの仕組みとして、例えばインターネットを活用して、不登校の子どもたちを現実の人間関係につないで、対面の対応、また支援につなげることができないかも検討していきたいというふうに考えております。今後とも、不登校児童生徒の支援策におきましては、組織的に取り組んでまいりたいと考えております。

梨本議長 松林議員。

松林議員 ご丁寧なご答弁、ありがとうございます。不登校、ひきこもりに悩む児童生徒が多くいます。不登校の児童生徒の支援として、不登校特例校の設置の推進、そして、不登校児童生徒の居場所、校内フリースクールの設置を切に要望いたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。本日はありがとうございます。

梨本議長 松林謙司議員の発言を終結いたします。

次に、4番、坂本剛司議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

4番、坂本剛司議員。

坂本議員 皆様、おはようございます。坂本剛司でございます。議員になって1年がたちました。しかし、まだまだ若輩でございますが、一意専心、市民のために働こうと考えております。

さて、今年も残り僅かとなり、この1年間は、新型コロナウイルスによる社会生活の変化、あるいはロシアのウクライナ侵攻と戦争による食料不足、急激な円安ドル高による物価高騰などによりまして、直接的に国民の生活や仕事のスタイルも激変し、生活困窮者も増え続けている1年であったと感じています。しかし、悪いことだけではありませんでして、私はサッカーが大好きでございます。ワールドカップでの日本代表のドイツ、スペインを破る大活躍で日本国内は大盛り上がりでございました。コスタリカには敗れましたけれども、コスタリカ戦は午後7時に始まるということで、北花内の井屋とかでしたら、デリバリーの車列がずっと続いて渋滞になるとか、ピザの宅配がすごく盛況であったとか、そういう経済の影響も大きかったと、そのように感じております。ベスト16で敗退いたしました。日本代表は前を向いて目標に向かって走り続けることで勝利につながることを身をもって証明してくれたように思っております。このことは行政も同じで、葛城市の職員も、公務行政のプロとして、あらゆる行政分野で市民生活の向上に向け、頑張っていたいただいた成果として、全国で30位の住みよいまちになったと感謝申し上げます。

それでは、議長の許可をいただきましたので、私の一般質問を行います。私の質問は3点ございまして、まず1つ目が葛城市が作成する医療的ケア児のガイドラインについて、2つ目が園児・児童・生徒への性教育について、3つ目が学校健診での上半身脱衣についてでございます。

なお、これより先は質問席にて行わせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

梨本議長 坂本議員。

坂本議員 では、始めさせてもらいます。私は医療関係の仕事もしていることから、医療に関する事案については仕事柄どうしても気になりますので、通告しましたように、葛城市が作成する医療的ケア児ガイドラインについて質問させていただきます。

葛城市では、昨年9月18日に施行されました医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律に基づいて、令和4年度当初予算におきまして、ガイドライン策定委託料が計上され、また、ガイドライン策定医師謝礼も予算計上され、議決されております。このことは、葛城市が医療的ケア児の支援に前向きに取り組む覚悟を持って事業を実施しますよと公言されたものだと私は評価しております。これまで議会開催ごとに医療的ケア児について、先輩議員からも一般質問やいろいろ質問をされていますが、市が作成するガイドラインに基づき、今後、医療的ケア児の保育を実施することになると思っておりますが、令和5年4月まで、今月を含めて残り4か月しかございません。そこで、ガイドライン作成の進捗状況等についてお伺いします。まず、ガイドラインの完成予定はいつ頃を予定しておりますか。

梨本議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 皆さん、おはようございます。こども未来創造部、井上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本年度の当初予算でガイドライン策定委託業務の予算をお認めいただいております。現在こども未来課において、委託業者とともに作成中でありまして、完成は令和5年2月末頃の予定でございます。

梨本議長 坂本議員。

坂本議員 では、そのガイドラインでは、どのような施設で、どのような医療行為を、誰が行う予定ですか。

梨本議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 施設につきましては、現時点では、公立の保育所、認定こども園、幼稚園において、医療行為が可能となる環境が整った就学前施設を考えております。具体的な医療行為につきましては、今月開催予定のガイドライン策定委員会において検討される予定ですが、考えられる医療行為としましては、現時点で国が示している医療行為、1 たん吸引、2 経管栄養、3 導尿、4 酸素療法、5 人工肛門、6 ネブライザーを使用した吸入、7 血糖値測定及びインシュリン注射を行うことなどが考えられます。医療行為を行える者は、看護師のほか、県の研修を受け、知事から認定特定行為業務従事者登録認定を受けた保育士などですが、命をお預かりする観点からも、看護師が対応をし、研修を受けた保育士はあくまでも看護師の補助の形を考えております。

以上でございます。

梨本議長 坂本議員。

坂本議員 ありがとうございます。今、お聞きした医療行為以外のケアを必要な児童が保育を申し込まれたときは、どのような対応を考えておられますか。

梨本議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 今、お示しいたしました医療行為は、あくまでも国が示している医療行為でございますので、想定のない医療行為が発生する場合は、今後設置する医療的ケア児受入れ検討会議の中で、医師や専門家のご意見を頂戴し、入所についての協議をまいります。あわせて、ガイドラインの修正も必要になると考えております。

梨本議長 坂本議員。

坂本議員 では、看護師は保育所や幼稚園に何名在籍しておられるんですか。また、看護師は正規職員でいらっしゃいますか。

梨本議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 現在、磐城第2保育所と磐城認定こども園にそれぞれ1名の看護師が会計年度任用職員として勤務されております。

梨本議長 坂本議員。

坂本議員 ありがとうございます。今のお答えのとおり、会計年度任用職員の看護師が2名在籍されておられるということです。医療行為を児童に対して行うこととなりますので、当然、命に関わる事故などが発生する可能性があると考えられます。このままでは正規職員でない安い賃金の会計年度任用職員の看護師が、医療事故に対する責任を負うことになりかねません。

そこで、責任のある看護師の正規職員の採用計画があるのかないのかをお聞きします。そ

して、もし採用するのであれば、医療的ケアを実施するには、最低でも令和5年4月には正規職員の看護師が複数名在籍している体制が必要であると考えますが、市の考えをお聞かせください。

梨本議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 議員ご指摘のとおり、医療的ケア児に対する保育中の事故や医療行為中の事故、また、事故ではなく寿命など、地震や災害時なども含め、お預かりする中でいろいろなことが起こる可能性もあり、万が一の場合に備えて、行政としてしっかりした対応ができるように、あらゆる場合を想定し、体制を整える必要があると思っています。事故が起こった場合はもちろんのこと、事故でない場合でも行政の責任が問われ、事故ではないことを証明しなければならぬことも考えられます。先ほど2名の会計年度任用職員がおられるとお答えいたしました。他自治体で過去に訴訟事例もあることから、正規の看護職員の採用も含め、しっかりと対応する体制を整える必要があると思っております。引き続き正規の看護師職員採用を目指してまいりたいと思います。

梨本議長 坂本議員。

坂本議員 ありがとうございます。今のお答えでは正規の看護師職員の採用を目指すとの答弁ですが、正規職員看護師採用についての市長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

梨本議長 阿古市長。

阿古市長 ただいま原課のほうにおきましてガイドラインを策定中でございますので、その結果をもちまして、まず判断をする必要があるのかなと考えております。命を預かるものですから、大切な対応が、慎重な対応が必要やと思っておりますけれども、その結果を踏まえた上で、正規の看護師職員の募集について検討したいと考えております。

以上でございます。

梨本議長 坂本議員。

坂本議員 ありがとうございます。市長が前向きな考えを持っているということを知って大変うれしく考えております。

次に、現在医療的ケアを必要とする児童は何名いて、そのうち保育所や幼稚園などの利用を希望する児童は何名おられるのでしょうか。

梨本議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 現在、市内で医療的ケアを必要とする児童は6名おられまして、令和5年度に新たに保育所などの利用を希望されている児童は、現時点で2名おられます。また、現時点でも2名の医療的ケア児を公立幼稚園と磐城認定こども園とでそれぞれ1名ずつお受けしております。

梨本議長 坂本議員。

坂本議員 ありがとうございます。

次に、視点を変えてお聞きしたいと思います。医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律では、第7条に学校の設置者の責務、第10条に教育を行う体制の拡充等が規定されておりますが、教育委員会のガイドラインの作成や、看護師配置等のお考えをお聞きしま

す。また、大阪府の八尾市では、現在医療的ケア児の会議をされており、ネットで見ることができます。そこには24ページにもわたる学校における医療的ケアに関するガイドラインもありますので、葛城市では学校のガイドラインの作成はされるのでしょうか。また、幼稚園や保育所、認定こども園を卒園した児童が、小学校に入学してからも保育所等と同じような医療的ケアをすることができるのでしょうか、お聞きします。

梨本議長 西川教育部長。

西川教育部長 皆様、おはようございます。教育部の西川です。よろしく願いいたします。ただいまのご質問にお答えいたします。

本市におきましては、日常的に学校で医療的ケアを必要とする児童に対しまして、令和3年3月に県教育委員会が作成しました、奈良県公立学校における医療的ケアガイドラインに沿って、児童一人一人の医療的ケア実施マニュアルを作成し、本市が学校に配置した看護師、保護者、主治医、学校医と連携しながら対応しているところでございます。また、医療的ケアを必要とする児童が保育所や幼稚園から小学校に入学してきた際には、安心して教育を受けられるよう、切れ目のない支援体制の充実を図っていきたくと考えております。

梨本議長 坂本議員。

坂本議員 ありがとうございます。ぜひ小学校に入学されても、引き続き安心した支援体制をお願いしたいというところがございます。子どもの教育は、幼稚園、小学校、中学校へと進んでいきますが、ケア児も同じように進んでいきますので、今後ケア児へのサービスが低下しないようお願い申し上げ、1つ目の質問を終わります。

次に、2つ目の質問に移らせていただきます。

2つ目は、次に、園児・児童・生徒への性教育についてであります。私は幼少時、小学校、中学校で性教育を受けた記憶はありません。親からも教わったこともございません。そして私は自分の子どもに性について教えたこともございません。子どもから聞かれなかったということもありますが、聞かれたら答えてたと、そのように思いますけれども、聞かれなかったので答えてないと。自分はというと性の知識は雑誌から得たのと、友達から教えてもらったと。そういう昔です。これでは駄目だと考えて、葛城市の現状を聞きたいと、そのように考え、一般質問をしようと思いました。

まず、保育所、幼稚園からの包括的な性教育が重要であると考えていますが、葛城市の保育所、幼稚園、小学校、中学校の性教育の現状についてお聞きします。また、実施されているのであればその内容について教えてください。

梨本議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 公立保育所及び公立認定こども園におきましては、現在性教育は行っていません。

梨本議長 西川教育部長。

西川教育部長 小学校におきましては低学年から実施している学校もございますが、主に5年生、6年生から実施しております。男子と女子に分かれて行い、男女の体の成長、初経などについて学習しております。中学校では、生殖機能の発達、受精と妊娠、異性の尊重、性情報への

対処、性感染症の予防などを学習しております。幼稚園では、日常生活の中で様々な事象に触れた際に、園児に話をしているといった状況でございます。

梨本議長 坂本議員。

坂本議員 ありがとうございます。2021年の出生人数は約84万人で、連続して過去最少を更新しているところであります。出生数が減少している反面、人工妊娠中絶件数は、2020年は14万5,000件、ピークは1955年で117万件とあります。これは驚きの数字であります。そして、現在、人工妊娠中絶される年齢は、20歳から24歳が最も多いという現実があります。コロナ禍の中、望まない妊娠、性犯罪、DV、虐待、特に女性の自殺者が増加しております。コロナにかかわらず、教員のわいせつ行為と性犯罪と性暴力の報道は後を絶ちません。こうした現実はそれぞれに原因があると考えますが、そもそも命をつなぐ大切な性として、性の科学的な知識だけでなく、ジェンダー、多様性、出産や育児、恋愛や人間関係、幸せに生きるための包括的性教育を学べていないことが、性に対する社会問題の大きな要因の一つであると私は考えております。国は、望まない妊娠や性犯罪と性暴力が社会問題となる中、令和2年度から令和4年度までの3年間を、性犯罪・性暴力対策の集中強化期間としました。性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないためには、就学時前の教育、保育を含め、学校等において、地域の人々の協力を得ながら、また、保護者の理解を得ながら、取組を推進していくとしております。保育所、幼稚園からの包括的な性教育が重要であると考えますが、令和2年6月に政府の性犯罪・性暴力対策の強化のための関係府省会議において性犯罪・性暴力対策の強化の方針が決定され、誰もが性犯罪・性暴力の加害者にも被害者にも傍観者にも、先ほど言いましたようにならないように、令和2年度から令和4年度までの3年間を性犯罪・性暴力対策の集中強化期間として教育・啓発の強化等の取組を進めていることと思われませんが、幼稚園、小学校、中学校での状況についてお聞かせください。

梨本議長 西川教育部長。

西川教育部長 全ての小学校におきましては、保健体育の学習を通じて心と体の健康について学んでおります。体は年齢に伴って変化し、体の発育・発達には個人差があることや、思春期になると次第に大人の体に近づくこと、心の健康につきましては、心が発達し、心と体には密接な関係があることや、不安や悩みへの対処にはいろいろな方法があること、また、SNSを使うときに、不特定多数の人とのやり取りの中で犯罪に巻き込まれるケースもあるといったことを学習しております。また、中学校におきましては、道徳や総合、学活などで、SNSの使い方に関する話題から、性犯罪・性暴力につながる例の紹介、それらの防止の啓発や、他者の人権を尊重する取組を行うことで規範意識の向上に努め、性犯罪・性暴力だけでなく、他の人権侵害も許さない意識づけを行っております。幼稚園ではふだんの保育で、自分の命は自分で守る、嫌なことをされたときは嫌であることを伝えたり、助けを求めたりするということを指導しております。

梨本議長 坂本議員。

坂本議員 ありがとうございます。さらに質問させていただきます。葛城市として、目指す性教育についてはどのように考えておられますか。また、今後の在り方についてお考えをお聞かせく

ださい。

梨本議長 西川教育部長。

西川教育部長 互いの性を認め合い、尊重し合うことができるような指導や教育を進めたいと考えております。また、今後につきましては、多様な性や二次性徴に伴う正しい性に対する理解に努めたいと考えております。

梨本議長 坂本議員。

坂本議員 ありがとうございます。国の基準、おおよその教育内容を定めた大綱的基準である学習指導要領の妊娠の経過については、つまり、性交については取り扱わないと、そうなっております。という、その要領の初めの規定、歯止め規定はそのまま、苦肉の策のように2021年4月から生命の安全教育が導入されました。ユネスコの国際基準では、性教育を受けることは基本的人権の一つで、包括的性教育がスタンダードになっております。日本では性教育そのものが国際基準から随分遅れていますので、包括的性教育という言葉すら定着していない現状です。国が推進する生命の安全教育には、自分の身を守る重要性の理解のため、幼児期、低学年には、水着で隠れる部分、いわゆるプライベートゾーンの指導をすることと、中高生にはカップル間で起こる暴力、デートDVの危険性、嫌なことは嫌という大切さを指導することが加えられました。工夫した分かりやすい専門教材を作成し、年齢に応じた適切な啓発資料手引書を作成改定、地域の実情に応じた段階的な教育現場への取り入れ、教職員を含む関係者への研修実施が方針として示されています。

ではそこでお聞きします。性犯罪・性暴力対策の強化の方針を踏まえ、子どもたちが、性暴力の加害者にも被害者にも傍観者にもならないよう、全国の学校において生命の安全教育を推進することになっておりますが、性教育に生命の安全教育をどう反映していくことが必要であると考えますか。

梨本議長 西川教育部長。

西川教育部長 誤った性の理解による行動が自分や相手の命に関わることにつながるということを安全教育の観点に取り入れることが必要であると考えております。そのためには、子どもたちに、生命の尊さやすばらしさ、自分を尊重し大事にすること、相手を尊重し大事にすること、一人一人が大事な存在であることを伝えて、理解を深めさせたいと考えております。

梨本議長 坂本議員。

坂本議員 ありがとうございます。そうなんですけども、万が一、子どもたちが性犯罪の被害者になってしまった場合、葛城市ではどのような対策を取られますか。

梨本議長 西川教育部長。

西川教育部長 教育委員会、学校、こども・若者サポートセンターが連携し、スクールカウンセラーによるカウンセリングを行い、子どもたちの心のケアに努めていくこととなります。

梨本議長 坂本議員。

坂本議員 ありがとうございます。中学生ともなると、SNSで見知らぬ大人と、年齢は分かりませんので、大人と出会って性犯罪に巻き込まれる、そういった危険があります。万が一の場合は、生徒の心のケアを先ほどお話ありましたけども、心のケアをよろしくお願ひしたいと考

えます。

では、次ですけれども、子供を性犯罪等の当事者にしないための安全教育推進事業というのがあります。これは文部科学省がやっている事業でありまして、事業期間は2021年から今年2022年であります。その事業の目的は、近年、子どもたちが性犯罪被害に遭う機会が増加しており、その中でも、強姦性交等の重要性犯罪被害者の9割以上が女性となっております。国連においても、女性に対する暴力が生まれる背景に、女性の人権を軽視する傾向があるとの指摘がなされていることから、若年者を対象とした性被害・加害を未然に防ぐための学校等における指導モデルの開発や、男女共同参画意識を育む指導教材等の開発を実施し、性被害、性暴力の予防啓発、及びその背景にある性差別意識の解消を図ると、そういう事業です。そもそもの目的です。

それでは、その安全教育推進事業では、生命の安全教育の必要性以外に、課題として、性被害、性暴力の背景にある性差別意識の解消を図ることが重要とされております。そこで、性被害、性暴力の背景にある性差別意識の解消に向けてどのような取組が必要と考えていますか。

梨本議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 皆さん、おはようございます。市民生活部の前村でございます。どうぞよろしくお願いたします。

先ほど来、葛城市立幼稚園、小・中学校における性教育、互いの性を認め合い、尊重し合うことができるような指導、生命の安全教育等について、教育部長より答弁させていただいておりますように、これらの背景にある性差別意識の解消に向けて、子どもに対しては、子どもが1日の大半を過ごす学校での教育が大きな役割を果たし、大人に対しては、様々な機会を通して啓発を行っていくことが大切であると考えます。子どもに対する取組も、大人に対する取組も、どちらも社会全体の意識の醸成には欠かすことができません。性差別意識解消のための根本的取組としては、固定的性別役割分担意識の解消が重要と考えます。6月の男女共同参画週間や11月のパネル展などにおいて、無意識の思い込み、アンコンシャス・バイアスについて考えてみませんかというチラシを作成し配布しております。そして、男女共同参画セミナーでは、LGBTQや、多様な性を考える～性別違和を乗り越えて～と題して、コロナ禍の事情からも、ユーチューブによる動画配信を行っております。また、男女共同参画について考える講座を開催し、ここでは、本市議会からも多くの議員皆様にご参加いただき、寸劇を見て、ご参加の皆様方にも発言いただけるような、双方向型で、無意識の思い込みについて考えることができるよう、企画させていただいております。今後も、広報かつらぎや市ホームページ等を活用した啓発、市民皆様へ届き、浸透させることができるような講演会の開催、そして職員はパープル・オレンジリボンバッジを通年着用するなど、継続して、ジェンダーに対する無意識の固定観念に気づきを深め、一人一人の意識を変えていくことができるよう、性別にとらわれず、一人ひとりの個性が輝く男女共同参画のまち・かつらぎに向けて、取組を進めてまいります。

以上でございます。

梨本議長 坂本議員。

坂本議員 ありがとうございます。ぜひ進めていただきたいと思います。

最後に、教育長にお聞きします。中学生で正しい性知識を身につけること、これは思いがけない妊娠ですとか、あとは性犯罪から身を守る知識にもつながっていくと思っておりますが、この辺りをどのように捉えておられるかお聞きします。

梨本議長 椿本教育長。

椿本教育長 学校におけます性に関する指導につきましては、児童・生徒の発達段階に応じまして、学習指導要領に基づき、学校の教育活動全体を通じて行われておるところでございます。また、正しい知識のほか、生命尊重や自己及び他者の個性を尊重することや、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築することを教科の学習内容と関連づけて現在実施しておるところでございます。特に中学校におきましては、心身の機能の発達に関する理解や、性感染症等の予防の知識など、科学的知識を理解させること、理性により行動を制御する力を養うこと、自分や他者の価値を尊重し、相手を思いやる心を醸成することを重視して指導しておるところでございます。今後とも、中学生が自身の大切な心と体を守るため、学校教育活動における性に関する指導を適切に実施するとともに、その指導の効果を高めるため、養護教諭やスクールカウンセラーなどの専門的な助言や協力を得ながら、指導を進めてまいりたいと考えております。

梨本議長 坂本議員。

坂本議員 ありがとうございます。私は幼少時から義務教育期までに包括的性教育を学ぶことは大変重要であると考えております。包括的性教育とは、人間関係、価値観、人権、文化、セクシュアリティ、ジェンダーの理解、健康と幸福や喜びのためのスキル、人間の身体と発達、セクシュアリティと性的行動、性と生殖に関する健康であり、セクシュアリティを精神的、心理的、身体的、社会的側面で捉える教育と言われております。さらに、私は中学生では、おおよその教育内容を定めた大綱的基準である学習指導要領から一步踏み出した、性交、避妊の教育、それにより、望まない妊娠や性感染症から身を守り、人工妊娠中絶の減少や、時々報道をされております、赤ちゃんの産み落としにより遺体遺棄で女性が逮捕されるなどの不幸な事例を回避するためには、正しい性教育をしていただくことを望みます。次の質問に移らせていただきます。

次に、3番目の学校健診での上半身の脱衣についてであります。健康診断の日は学校に行きたくないとか、本当に嫌だったというような言葉が聞かれます。これはもう葛城市ではなく、全国的にそうですけれども、小・中学校の健康診断が子どもの上半身を裸にして行われることに、異性の医師に裸を見られたくないと、保護者や児童・生徒から不安の声が上がっているという報道があります。国では統一的なルールがない中で、学校により対応が分かれております。11月28日の毎日新聞によりますと、小・中学校の健康診断を子どもの上半身を裸にして行っている京都府長岡京市教育委員会に対し、着衣での健診を求める保護者らからの、市内外から集まった約5,300筆の署名を教育委員会に提出したと、そういう報道でした。保護者のこういった不安を高めたのは、7月に明らかになりました学校健診の現場での

担当医による盗撮事件です。岡山市の男性医師47歳が、中学校での健診時、下着姿の女子生徒らをペン型カメラで盗撮していた。それで警察に逮捕されたと。さらに、11月25日の朝日新聞での報道では、学校健診の医師、盗撮容疑で逮捕、大阪府警とあります。医師として派遣された学校の健康診断で、上半身裸の女子中高生らを盗撮したとして、大阪府警は、兵庫県西宮市の医師34歳を、児童買春・児童ポルノ禁止法違反の疑いで逮捕し、発表したと、そういう報道がありました。学校健診は医師会の協力の下、行われていると理解しておりますが、背骨が左右に曲がる脊柱側弯症などを見落とさないため、または、虐待の痕跡などを早期に発見するために、上半身の脱衣が必要と言われるのも分からなくもありません。しかし、思春期の児童・生徒が異性の医師の前で上半身裸になる、嫌な思いをする、何とかありませんかと、そういう長岡京市の行動であります。裸にしない学校では女子は下着やシャツを着用させる、必要に応じて服をまくり上げるといった対応をしておられます。

文部科学省は2021年3月、脱衣を伴う検査について各都道府県、教育委員会に事務連絡を出して、保健だよりなどで事前に実施方法について児童・生徒や保護者の理解を得たり、診察に支障のない範囲で子どものプライバシーに配慮したりすることを求めています。ただ、国としての統一ルールは設けておらず、各学校医のやり方があり、国としては指示できない、保護者たちに事前に説明して理解を得るのが重要であるとあります。そこで質問です。葛城市では、小・中学校での健康診断の現状はいかがでしょうか。

梨本議長 西川教育部長。

西川教育部長 小学校では、ほとんどの学校が服を着たまま実施しております。なお、一部の小学校では、低学年については健診時のみ上半身裸で実施している学校もございます。ただし、この場合においては、校医、養護教諭以外には見られないよう配慮しております。また、上半身裸にする場合においても、保護者、児童に確認を行うなど、配慮した上で実施しております。いずれの学校も、背骨のゆがみや虐待等の早期発見につながることで、上半身裸にする理由でございます。中学校では男子は健診時のみ裸になって実施しております。ただし、この場合におきましても、校医以外には見られないよう配慮しております。また、男子生徒から特段の申出があった場合は、体操服を着用しております。女子につきましては体操服着用のまま、服の裾から聴診器を入れて診察を行っているといった状況でございます。

梨本議長 坂本議員。

坂本議員 ありがとうございます。葛城市は京都の長岡京市とは違って、着衣のままやっているとの答弁であります。葛城市の現状、分かりました。ありがとうございます。今後も学校医の指導、協力の下、健康診断をお願いいたしまして、これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

梨本議長 坂本剛司議員の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。なお、午後1時から会議を再開いたします。

休 憩 午前11時28分

再 開 午後 1時00分

杉本副議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議長所用のため、私が議長の職務を行います。よろしくお願ひいたします。

次、3番、柴田三乃議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

柴田三乃議員。

柴田議員 柴田三乃でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。議長のお許しを得ましたので、私の一般質問を始めたいと思います。今回は3点あります。新庄小学校の東門への通学路の安全性について、広報としてのSNS活用について、そして産学官連携の将来についてです。これよりは質問席で質問させていただきます。

杉本副議長 柴田議員。

柴田議員 まず1点目、新庄小学校の東門への通学路の安全性についてであります。今回私が一般質問でこの問題を取り上げるきっかけになったのが、議会だより編集委員会の委員として葛城市PTA協議会の役員会にお邪魔してインタビューさせていただいたときに、新庄小学校のPTAの会長がおっしゃった一言でした。新庄小学校の東門の道が危険なんです。一度見に行ってください。翌日私は見に行きました。確かに、狭い道に、登校してくる多くの子どもたちが歩いている横を、スピードは緩めていますが車が通り過ぎる状態でした。それ以来、私はほぼ毎朝そこに立って子どもたちを見守っていますが、毎回、最後の児童を見送った後は、ほっとします。本当に見守らずにはいられないぐらい、冷やっとする場面がたくさんあります。

見ないと分からないと思いますので、見ていただきたいと思うんですけれども、こちらに向かって、ずっと登校していくんです、朝、子どもたちが。こっちが小学校のほうで、このT字路のところからたくさん子どもたちが通学してきます。そして、真っすぐここからも通学して、数は少ないんですけれども、真っすぐ来る子たちもいます。そして、赤いのが、一方通行ですので、車が来る方向なんですけれども、そして、真っすぐこちらに歩いて行くと、東門に行く曲がることになるんですけど、私がすごく危険だと思うのは、あらゆるところ、いろんなところ、危険なんですけど、ここに電信柱が立っているんですけれども、ここに白線があって、その間がかなり狭いんです。だから子どもたちが白線内を歩いていたとしても、車がぎりぎりの状態なんです。ここにたどり着いて、こちらが東門に行く道なんですけれども、ここを渡って子どもたちが行くんですが、ここもかなり、大人が立っていないと、子どもの判断でここを渡らないといけないということで、冷や冷やする場面もありますし、あと、横断歩道がちょっと切れているんです。横断歩道がここに描かれているんです。そうしたら、渡ったら、家にぶち当たるんですよ。だから、この横断歩道の意味は全然ないなと思っていますし、ここに止まれの足型があるんですけど、これもここを渡るわけではないので、つくらなったらここに、ちゃんとつくっていただきたいなというふうには思いますが、それにしても、いろんな白線とかグリーンベルトとか、こういう横断歩道とかもちろん大事なんですけれども、子どもたちって、案外そういうことをなかなか見ていないところもあるんです。

市内の各学校の通学路というのは危険箇所がたくさんあると思います。ただ、その東門への通学路は、午前7時35分から午前8時までの僅か25分の間に、多くの児童が一気にこの狭

い道路を通過して登校するという場所なんです。

まず最初に、教育委員会ではこの道路の危険性については把握されているのでしょうか。

杉本副議長 西川教育部長。

西川教育部長 教育部、西川です。よろしくお願いいたします。ただいまのご質問にお答えいたします。

通学路安全合同会議の危険箇所として、過去からも要望が上がっていることから、危険であることを把握しております。

杉本副議長 柴田議員。

柴田議員 危険性は把握されているということなんですけれども、本当に見ていて冷やっとする場面がたくさんあるんです。先ほども言いましたように、T字路から、T字路が特に私としては、常日頃見ていると、ここから飛び出してくる子どもも結構いるんです。子どもたちというのはしゃべりながらとかふざけ合って登校してくることも多くて、特に低学年の子どもたちなんですけど、本当に何回か冷やっとした場面がありました。保護者の方も何人かお話をさせていただいたんですけれども、大変懸念されておまして、保護者の方からは、ここに関して何か要望などが出されているのでしょうか。もし出されているようでしたら、どのように対応されているのでしょうか。

杉本副議長 西川教育部長。

西川教育部長 P T Aの地域委員から、地域で吸い上げた声を学校へと届けていただき、通学路安全合同会議に要望いただいております。過去からもこの箇所については、グリーンベルトの要望や、横断歩道の再塗装の要望等が上がっておりまして、適宜対応しております。また、令和4年度においては、時間帯の通行止めをしてほしい旨の要望がありました。先月に実施しました第2回通学路安全合同会議では、高田警察署より、現地調査の上、必要であれば、県警本部に上申する旨、回答をいただいているところでございます。

杉本副議長 柴田議員。

柴田議員 以前、新庄小学校の校長先生ともお話しさせていただいたんですけれども、時間制限を設けて通行止めにしていただければというお話を聞かせていただいております。ただ、どうなんでしょうか。この道路の先には会社もありますし、近隣の住民の方の通勤ルートにもなっているのではないかと思います。通行止めをするにはかなりハードルが高いのではないかと私は考えております。今、私とP T A会長とで、ほぼ毎朝立っているんですけれども、最低2名は、T字路の子どもが飛び出してくる場所と、それから、東門に行くために渡る道路のところ、2名がいれば、ちょっと安全が保てるのではないかなと私は考えているんですけれども、保護者の方やボランティアの方に交替で立っていただくということは可能でしょうか。

杉本副議長 西川教育部長。

西川教育部長 現在保護者の方につきましては、当番を決めて、月に2回立哨をしていただいております。ただし、毎日立哨することについては、地域の方々や保護者の方のご理解ご協力も必要でありまして、現状では難しいと考えております。

杉本副議長 柴田議員。

柴田議員 私が話した保護者の方も朝はとても忙しいということで、なかなか定期的に立哨することはできないかなということも聞かせていただいているんですけども、ここはぜひ地域の方々にも働きかけて、警察の通行止めの対策を待つ間に、地域全体で協力していただけるように地域、保護者、学校で、積極的に検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

杉本副議長 西川教育部長。

西川教育部長 学校運営協議会等におきまして、検討の機会を持つことは可能であると考えますが、この場所につきましてはいろいろな地区から集まってくる箇所であり、毎日立哨することは当該地区の保護者・地域の方々の負担にもなることから、PTAの地域委員から、地域で吸い上げた要望といたしまして、時間帯の通行止めを希望されているところです。先ほども申しておりますように、同様に区長からも時間帯の通行止めを検討してほしい旨、要望も上がっております。この場所については、危険箇所であると認識していることから、時間帯の通行止めをしていただけるよう、通学路安全合同会議においても警察に対し要望しているところでございます。

杉本副議長 柴田議員。

柴田議員 ありがとうございます。何度も警察のほうに要望していただきたいとは思いますが、半年ほど立ってまして、1日だけ子どもたちが静かに1列で登校してきたときがあったんです。すごくびっくりしたんですけど、聞いてみると、その前日に学校で登下校の指導があったようなんですが、ただそれも次の日には元に戻ってしまいました。学校での登下校の際の指導はどのようにされているのでしょうか。

杉本副議長 西川教育部長。

西川教育部長 2週間ごとに登校指導を教員が輪番で行っておりまして、校区内の各ポイントでの立哨を行っております。下校時にはそれぞれのポイントまで帯同したり、また、学期始めと学期終わりごとに、各部団の隅々まで担当教師が下校指導に向かっております。部団児童会を月に1回実施し、一列歩行について、児童に徹底するよう指導しているところです。

杉本副議長 柴田議員。

柴田議員 ありがとうございます。先生が現場に立って指導されているということで、登校のときも定期的に立っていただいているのは私も理解しているんですけども、先生方にはご負担をおかけしますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。また、登下校時に重要な役割を果たしているのがこども110番の家だと思ひます。私もたまに見かけるんですけど、転んで泣いていたりとか、途中で気分が悪くなったりする子もいるようなので、そんなときに立ち寄れる場所があるということは、保護者の方も子どもたちも安心だと思ひます。このこども110番の家は、私、ちょっと知識不足なんですけど、どのように選抜されているのか教えていただけますでしょうか。

杉本副議長 東総務部長。

東 総務部長 総務部、東でございます。よろしくお願ひいたします。ただいまの柴田議員のご質問

にお答えをさせていただきます。

こども110番の旗の設置基準につきましてでございます。市内各小学校のPTAで構成されております地域委員によりまして、校区の方にお声がけをいただき、ご協力を願っておりますといったところでございます。また、大字の区長様にも、行政からお願いをいたしまして、地区の個人宅だけではなく、地区内の商店や事務所等にもお声がけをいただきまして、子ども110番の旗の設置のご協力を願っておりますというところでございます。配付の件数の目安といたしましては、地区世帯数の7%を基準として決定させていただいております。

杉本副議長 柴田議員。

柴田議員 分かりました。ありがとうございます。登録していただいている市民の方には本当に感謝いたします。昼間になかなかご自宅にいらっしゃるということがないような時代になってきましたので、とても貴重な、貢献していただいているというふうに認識しております。毎朝本当にたくさん子どもたちが短時間に登校してくるんですけれども、実際何人の児童が東門を利用しているのかちょっと私としては、よく分かりません、数えたことがないので。そこで、数字を知りたいんですけれども、ここ5年間の新庄小学校の児童数の推移と、東門を利用している児童数を教えてください。

杉本副議長 西川教育部長。

西川教育部長 新庄小学校の児童数でございます。5月1日時点での学校基本調査では、平成30年度が811名、令和元年度が825名、令和2年度は820名、令和3年度は818名、令和4年度は816名となっております。また、東門を利用する児童の数ですが、直近3年では、令和2年度が533名、令和3年度が538名、令和4年度が558名と増加傾向にあります。令和4年度につきましては、全校生徒のうち7割近くの児童が東門を利用している状況でございます。

杉本副議長 柴田議員。

柴田議員 ありがとうございます。全体の小学校の児童数はほぼ変動はないようなんですけれども、東門を利用する児童は年々増えているということで、朝、20分から25分の間に通学してくる生徒が現在558名いるということは、ちょっとびっくりなんです。これからも増えていく傾向にあるということなんですけれども、保護者の方の中には、市内のあちこちで見られるミニ開発と言われている住居が新築、建てられている箇所とか、市長が掲げられている5万人チャレンジのことを大変気にされていまして、これから新庄小学校の児童がますます増えていくとどうなっていくんだろうと不安に思っている方もいらっしゃるようなんです。ここで、これから東門の登下校エリアに当たる校区内の宅地開発状況を教えてください。

杉本副議長 安川都市整備部理事。

安川総務部理事兼都市整備部理事 都市整備部の安川でございます。よろしく申し上げます。

校区内、東門の登下校エリアの宅地開発状況についてでございますが、開発指導要綱における開発事前協議につきましては、令和3年度は9件の協議で106戸、令和4年度は、現在までで7件の協議で56戸となっております。今後の状況につきましても、同様に開発が進むものと見込まれます。

以上です。

杉本副議長 柴田議員。

柴田議員 令和3年度では9件、令和4年度では7件の協議を行って、それぞれ106戸、56戸、合計162戸の家が建つ予定ということです。また、今後も開発が進む見込みということで、葛城市に転入してこられる家庭の中には小学生のお子さんもいらっしゃると思いますし、小さいお子さんでいずれ新庄小学校に通われるお子さんもいらっしゃると思います。人口が増えるということは、市としては喜ばしいことでもあります。同時にそれを受け入れる体制をきっちりと整備していただかなければならないと考えています。通学路もその一つだと思います。

教育長は、通学路の安全性の確保について、どのようにお考えになっているかお聞かせください。

杉本副議長 椿本教育長。

椿本教育長 市全体の通学路の安全確保についてということでご答弁させていただきます。

本市におきましては、平成26年8月に通学路交通安全プログラムを策定させていただきまして、毎年、通学路合同安全会議を実施し、警察署をはじめ、奈良国道事務所、奈良県高田土木事務所、葛城市建設課、生活安全課などの関係機関のお力添えをいただきまして、通学路の安全対策に取り組んでいるところでございます。本年度からは、安全推進対策の更なる強化を図るべく、奈良県通学路安全推進体制を参考とさせていただきまして、市長にもこの通学路安全合同会議に委員として参加をいただいております。交通安全の対策の検討及び実施をスピード感を持って進めているところでございます。合同会議で対策が必要となった箇所につきましては、歩道整備や防護柵設置のようなハード面の対策と、学校・地域からの注意喚起、あるいは安全指導や交通安全教育のようなソフト面の対策など、対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討し、実施しておるところでございます。今後とも、通学路の安全を確保するため、必要な対策を実施するとともに、対策実施の効果把握も行いまして、対策の改善、また充実を図る取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきたいと考えております。

以上です。

杉本副議長 柴田議員。

柴田議員 ありがとうございます。会議も開いていただきまして、対策も協議していただいているということで、大変ありがたく思いますが、私が最初に立哨するきっかけになったPTA会長が現場を見てくださいというふうにおっしゃったように、一度本当に現場に立って、私としては見ていただきたいなというふうに思っております。あらゆる手段を講じて子どもに安心・安全な環境を整えてあげることが私たち大人の務めだと思います。理事者の方々には、子どもたちにとって最善の環境づくりにますますご尽力いただきますようお願いして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

2点目は、広報としてのSNS活用についてです。SNSはスマホを持っていらっしゃる方であればほとんどの方が利用されているのではないかと思いますし、身近に感じてられる

方もたくさんいらっしゃると思います。代表的なのがLINE、ユーチューブ、ツイッター、インスタグラム、フェイスブックと言われる五大SNSと言われるものなんですが、現在葛城市ではLINEとツイッターを主に活用されていると思いますが、まずその利用状況を教えてください。

杉本副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いいたします。

葛城市として公式SNSとしては、ツイッターとLINEがございます。ツイッターは葛城市の防災行政無線とともに、日々葛城市の定時放送の内容を配信しております。また、公式LINEについても、防災情報、子育て情報、イベント情報など、市からのお知らせを配信しております。登録者数は、令和4年12月現在でツイッターは1,204件、LINEが3,178件でございます。

杉本副議長 柴田議員。

柴田議員 LINEに関しては、以前から委員会などでほかの議員の方からも、受信設定が分かりにくいとか、市民の方への周知の仕方などについていろいろ意見が出ておりましたが、少しずつですけれども、登録者が増えているようなんですけれども、ツイッターは若い方が中心だと思うんですけれども、ツイッターに比べ、LINEは幅広い年齢層の方々を利用されている媒体ですので、周知の仕方を工夫していただいて、登録者をもっと増やしていただきたいというふうに思います。ツイッターもLINEも基本、市民の方向けの情報提供として現在活用されているようなんですけれども、今回は、対象を市民の方も含めた広報として、外部の広報としてのSNS活用についてもフォーカスして質問させていただきたいと思います。

先ほど紹介した五大メディアにはそれぞれ特徴がありまして、皆さんもご存じだと思うんですけれども、例えば年齢層で見ると、フェイスブックやユーチューブ、そしてLINEは、割と幅広い年齢層に利用されていて、インスタグラムは10代から30代の主に女性中心、ツイッターも若い層が多いという傾向があるようです。その中で、多くの自治体が広報としてフェイスブックを活用しているのがよく見受けられるんですが、例えば例を挙げてみますと、生駒市では、広報広聴課という担当課で、グッドサイクルいこまというフェイスブックページを運営されております。各地区からの様々な情報や、生駒市内にある店舗紹介、そしてイベント情報なども投稿されています。このフェイスブックはインスタグラムにも連動されていて、違った年齢層にも発信されています。こういった投稿を見ていると、市内の方に限らず、市外の方にも、イベントや店舗紹介、観光スポットなどに興味を持ってもらえると思いますし、訪れたことのない生駒市というまちが、活動的で魅力のあるまちにも見えてきます。葛城市では、現在私が把握しているフェイスブックページは、中央公民館、観光協会、蓮花ちゃん、新庄文化会館だけだと思いますが、葛城市としての公式フェイスブックアカウントを開設しないのには何か理由があるのでしょうか。

杉本副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いいたします。

葛城市の公式SNSとしてフェイスブックを導入していない理由としては、防災行政無線に加え、連携して運用しているツイッターや、令和4年5月より本格的に稼働しておりますLINEの2つの公式SNSで、市民に対し市の情報を発信することでカバーできていると考えているため、フェイスブックの運用は行っておりません。

杉本副議長 柴田議員。

柴田議員 市民の方向けの情報はそれでいいと思うんですけども、葛城市のブランド化を目指すというわけではないですけども、やっぱり情報プラス、観光スポットであったり、いろんなところを紹介する媒体があってもいいのかなと思います。私としては、フェイスブックが一番始めやすいツールなのではないかと考えております。利用者の年齢層は少々高めなんですけれども、文字数も最大6万文字、画像や動画も投稿できて、民間企業の中にはホームページも持たずにフェイスブックで情報発信しているところもあります。例えば、各課で行っているイベントや市民向け講座や啓発活動などの写真や記事をSNSを担当する課、企画政策課になるのだと思いますが、そこに送っていただいて、内容を確認して投稿するというふうにすれば、担当課の負担もそんなにないのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

杉本副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 フェイスブックで、葛城市の情報を企画政策課で発信ができないということではございませんが、現在市民向けとしては、防災行政無線や公式のLINEとツイッターでカバーできていると考えられ、市の情報発信は一定程度対応できていると考えております。一方、市外向けとしては更なる情報発信に取り組む必要があるものの、フェイスブックが市外向けの情報発信ツールとして有効なツールであるかは、引き続き検討する必要があると考えております。

杉本副議長 柴田議員。

柴田議員 フェイスブックのことなんですけど、フェイスブックに限らないとは思いますが、ほかのSNSに比べまして、拡散しやすい媒体だと思っております。魅力あるコンテンツを発信することで拡散していただいて、葛城市のブランド化も進んでいくのではないかと私は考えております。

では、今現在、外部向けの広報活動にはどういったものがあるのでしょうか。

杉本副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 葛城市が外部向けに幅広く情報を発信し、市の行事などを広く周知する方法としては、市のホームページのほか、ユーチューブや奈良テレビなどによる番組の配信を行っております。

杉本副議長 早田産業観光部長。

早田産業観光部長 産業観光部の早田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

ただいまの柴田議員のご質問に対する答弁といたしまして、商工観光プロモーション課では、蓮花ちゃんのツイッター及びフェイスブックによる広報活動を行っております。ツイッターでは、蓮花ちゃんの出演情報や健康情報、季節的なつばやきのほか、市のイベント情報や、季節に応じた市内の観光スポットの情報、そのほか、庁舎内で希望があった案件について

でも発信を行っており、更新は毎日行っております。フェイスブックは二、三か月に1回程度更新を行っております。また、観光協会のフェイスブックも運営しております。こちらは主に市内のイベント情報などを発信しております。

以上でございます。

杉本副議長 柴田議員。

柴田議員 ありがとうございます。今のご答弁の中にあつたホームページなんですけれども、ホームページというのをはっきりした目的がない限り、なかなか見ないと思いますし、そこに誘導するためにもSNS活用は重要ではないかというふうに考えます。

また、ユーチューブのお話も出たので、葛城市にも公式ユーチューブチャンネルがあるんですけれども、私、今回ちょっと見てみたんですが、動画数も少ないですし、再生回数もかなり、なかなか少なかったんですが、その中で、移住PR動画とか相撲の動画、観光向けの動画、そして職員採用試験についての動画は再生回数が結構ありました。それで思ったんですが、これというのは、市外の方向への広報と考えられるのではないかと思います。また、そして最近、歴史博物館もユーチューブに動画を上げていらっしゃるしまして、私もこれは歴史博物館にお願いしていたことなので、すごく大変うれしく思います。こういった動画はまさしく外部向けの広報だと思いますので、積極的にこれから活用して、もう既にユーチューブチャンネルがあるわけですから、活用していただきたいと思います。

ツイッターなんですけど、蓮花ちゃんのツイッターが毎日更新されているのが、本当にすごいなというふうに思っております、すごく頑張っているなと思っております。ただツイッターは140文字、画像4枚と限定されておまして、市の公式SNS媒体としては少し難しいというふうに思います。ただコンテンツ内容の工夫など、ぜひもう蓮花ちゃんの担当課では既に毎日更新ということをされておりますので、そういったノウハウをシェアしていただいて、前向きに検討していただけたらなと思っております。

では、総合的に見て、葛城市の公式SNS、特にフェイスブックアカウントを開設する上での課題とは何か、その点については、どうお考えでしょうか。

杉本副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 葛城市として公式SNSとしてフェイスブックで情報発信をする場合、課題と考えられるものとしては、フェイスブックは若い世代の利用者が少ないという分析もあるため、幅広い世代へ、どの情報を発信して広報活動をしていくかという点が課題であると考えます。また、フェイスブックはある程度面識がある方同士のコミュニケーションツールとされており、市外へ情報発信するという点では工夫が必要であると考えており、フェイスブックを公式SNSに新たに加えることについては、更に研究が必要であると考えております。

杉本副議長 柴田議員。

柴田議員 ありがとうございます。あまり積極的ではないのかなというふうに、答弁から受け取れたんですけれども、先ほど生駒市の例を挙げましたように、フェイスブックとインスタグラムを連動することによって、あらゆる世代の方に発信できるのではないかなというふうにも思います。私も個人的にフェイスブックを使っております、自分の興味のあるお店とか、雑

誌、そして観光地などのフェイスブックページもフォローしています。一概に個人のコミュニケーションツールとは言えないと思います。

ただし、個人のコミュニケーションツールとして考えたとき、以前なら自治体の首長と直接いつでもやり取りすることなどあまり考えられなかったかもしれませんが、今、SNSでつながっていれば、市民の方が直接市長に要望や苦情などを伝えることができる時代になったと思います。当然市長が個人的に答えられないこともたくさんあると思います。こういった市民の方の声にどう応えていくかという疑問も出てくると思います。このような混乱をなくすためにも、葛城市の公式SNSをぜひ設けていただきたいと思います。私は強く希望します。

もちろんやみくもに何でも発信すればいいというものではないと思います。まずは、運用方針を決めることが大事ではないかと思います。目標と目的を決めることによって、ぶれない統一された印象を与えることができるのではないのでしょうか。そして、SNSのリスクの一つでもある炎上なんですけれども、炎上した際のガイドラインをしっかりと決めておくことも重要だと考えます。そして、SNS運用は向き不向きがあるので、専用の人材を確保できれば理想的だと思いますが、なかなか難しいとは思いますが、明日香村役場では、20代の若手職員がインスタグラムを担当されていて、若い女性の旅行客をターゲットにしているらしいです。ハードルは高そうには見えますが、低予算でアナログの広報活動よりも効率のいいSNS活用をぜひご検討いただきたいと思います。

では、最後の質問に移らせていただきます。産学官連携の将来についてです。9月の定例会において、梨本議員、現議長が、葛城市の産官学の実績などについて質問され、理事者のほうで丁寧に答えていただいておりますので、今回、私は官学にフォーカスして、今年4月に設立された奈良国立大学機構との連携の可能性について質問させていただきます。

奈良国立大学機構は、奈良教育大学と奈良女子大学が法人統合した機構です。今年4月に設立したばかりですが、法人統合のスケールメリットと、2大学の相乗作用を生かした奈良カレッジズ構想というものを掲げていらっしゃいます。奈良カレッジズ構想は、近隣地域の研究機関、教育機関、企業、自治体との連携、協働を模索し、それぞれの強みの交流による教育機関インフラの強化を図る試みです。奈良国立大学機構の経営方針の一つに、地域の自治体、産業界などとの組織的な連携を構築し、人材の育成と輩出、地域の課題解決に貢献というミッションを掲げていらっしゃいます。高等教育機関を持たない葛城市にとって、県内のこういった機関と様々な角度から連携していくのは、市の今、抱えている課題や、人材育成を考えると、必要ではないかと考えております。

まずは、企画部における官学の連携状況、そして課題、成果があれば教えていただけますでしょうか。

杉本副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 これまで令和4年9月議会におきまして、官と学との連携につきましては、3つの連携状況について答弁させていただいております。

まず企画部より、関西大学との連携について申し上げます。関西大学の先生には、子ども・若者支援地域協議会のスーパーバイザー、カウンセラーとして支援いただいている

ほか、市が行う諮問機関の委員長としても参画いただいております。

杉本副議長 柴田議員。

柴田議員 ありがとうございます。では、総務部はいかがでしょうか。

杉本副議長 東総務部長。

東 総務部長 総務部、東でございます。よろしく願いいたします。

総務部におきましての官学の連携状況につきましては、令和4年度より公共施設マネジメントの継続的な推進に当たりまして、公共施設マネジメントアドバイザー制度を新設しております。今年度におきましては、有識者の1人といたしまして、公共施設等総合管理計画の見直しにご支援いただいております前橋工科大学の先生と協定を結びまして、今後も本市の公共施設マネジメントに係る様々な問題解決に向け、継続的なつながりを持ちつつ、官学の連携を推進してまいりたいと考えておるところでございます。また、現在進めております複合施設整備基本計画策定に向けた市民ワークショップにも関わっていただいておりますところでございます。

杉本副議長 柴田議員。

柴田議員 それでは、続いて産業観光部お願いいたします。

杉本副議長 早田産業観光部長。

早田産業観光部長 産業観光部の早田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

産業観光部では、奈良文化高等学校との連携を行っておりましたが、9月の梨本議長の一般質問でもお答えしましたように、コロナの影響で休止しております。今回の柴田議員からご提案いただいております奈良カレッジズ構想における奈良国立大学機構との連携でございますが、非常に有効であると考えております。葛城市における課題解決の検討にも、若い方の考えやアイデアをいただきながら、研究・実践をしていきたいと考えているところでございます。葛城市の課題としては、観光面では、現在は日帰りの通過型観光にとどまっております、地域経済への波及効果が低いという点がございます。大阪市内や関西国際空港からのアクセスがよい立地のため、たくさんの方が葛城市に来られています。二上山、葛城山をはじめ、豊かな自然や、8件の国宝や多くの重要文化財を有する當麻寺や、最初の女帝と言われる飯豊天皇陵など、多くの観光資源があります。さらには、竹内街道や葛城修験といった2つの日本遺産もあります。これらの資源を活用して、滞在型観光にできるようなアイデアを学生と一緒に創出していければと考えております。

また、農林の面では、特に山麓地域における遊休農地が大きな課題です。全国的に課題となっていることですが、農業者の高齢化と後継者不足のため、農地の保全と集落の維持が困難になってきております。現在、既に地元の大字で協議会を設立してそういった課題に取り組まれている地域もあります。農地の保全ができ、収益性の高い作物により、農業の持続性を確保する方法を模索されているところです。そういった活動の中で、地域の環境に適した新たな作物の実験栽培とその加工品の試作により、6次産業化を図る活動が行われています。これらの取組において学生方の柔軟な思考を取り入れ、その可能性について、ともに研究・実践していくことができると考えております。

以上です。

杉本副議長 柴田議員。

柴田議員 それぞれ、ありがとうございました。現在のところ、企画部では市内の不登校生を中心としたカウンセリング、そして総務部では、市のプロジェクトのアドバイザーとして、大学の先生に関わっていただいているということです。産業観光部では具体的に奈良国立大学機構との連携を想定した観光に関する課題や遊休農地の課題を挙げていただき、ありがとうございました。

では、葛城市は、奈良カレッジズ構想にどのように参入していけるか、お考えを聞かせてください。

杉本副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 奈良カレッジズ構想が令和4年4月に発表され、奈良教育大学、奈良女子大学の2つの大学が、奈良国立大学機構として統合され、今後、学外機関との産学官連携事業や地域連携事業の推進が図られていくと考えております。これまで葛城市としては、総合計画や総合戦略のような、市の計画を策定する場合には、学識経験者として大学などの学識経験者にも参画いただき、計画を策定してまいりました。葛城市で特に強化すべき取組や課題、例えば葛城市の特性を生かした農産物などのブランド商品の研究や、観光プロモーションなどで、まちづくりの活性化につながる計画について、学術機関の外部有識者や、その大学の学生たちの研究するテーマが一致し、お互いに連携して進めていくことが有効であると確認できれば、市としても連携していくことが可能になると考えます。奈良カレッジズ構想については、今後更に大学の構想内容が明確になっていくと考えられます。葛城市が行う事業や計画の課題解決の1つの方法として、奈良カレッジズ構想をどのような形で連携していくことができるのか、更に研究していく必要があると考えております。

杉本副議長 柴田議員。

柴田議員 ありがとうございます。最初にお話ししたように、この奈良国立大学機構は今年4月に設立されたばかりです。今の動きとしては、県内の市町村、企業などとともに、奈良産学官連携プラットフォームを設立したいと考えられているようです。想定される活動としては、自治体、産業界などとの共同の研究開発、また、研究結果の実社会での活用などを考えられているようです。これからが期待されるころだと思えます。ぜひ、課題解決の1つの手段として、積極的に連携していただき、学生の方々と協働しながら取り組んでいただきたいと思います。

では、これで私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

杉本副議長 柴田三乃議員の発言を終結いたします。

次に、11番、川村優子議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

11番、川村優子議員。

川村議員 皆さん、こんにちは。1年ぶりの一般質問に立たせていただきます川村優子でございます。どうぞよろしく願いいたします。お昼のお疲れのときでございますが、しばしご清聴いただきたいと思えます。議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。質

問内容は、世界中に、そしてこの3年間に及ぶコロナウイルス感染が広がり、その対策として人の行動制限がありました。葛城市民の皆様が行動制限を受けることで、もたらした影響とは、また、葛城市として、この局面に来てこれからどんな対策をしていくのかと、どうしていくのかという内容で質問をさせていただきます。

これよりは質問席で行わせていただきます。

杉本副議長 川村議員。

川村議員 始めさせていただきます。2019年12月、中国で発生した新型コロナウイルスの感染が世界中に蔓延いたしまして、3年の年月がたちました。いまだ終息していない状況であります。現在第8波が到来しており、奈良県内でも、新型コロナウイルス感染症の新規感染者がこのところ増加をし、1,000人を上回る数字が連日のように報告されています。昨日7日の感染者1,673人、新たに県内病院などの7か所のクラスターが認定された状況であります。また、今年の冬は季節性インフルエンザの同時流行も予測され、より多くの発熱患者が同時に生じる可能性があります。市町村のコロナ対策としてワクチン接種を実施していただいておりますが、この秋からはワクチンの種類をオミクロン株対応のワクチンへと切り替えての接種を進めておられます。

まず、葛城市におけるワクチン接種の状況についてご答弁いただけますでしょうか。

杉本副議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。よろしくお願いいたします。

昨年度より、予防接種法の臨時接種として、新型コロナワクチンの接種を実施してきましたが、令和4年9月16日の厚生労働大臣の通知の一部改正があり、令和4年秋開始接種として、先ほどご紹介いただきましたオミクロン株対応のワクチン接種の使用が可能となりました。このことにより、葛城市では9月27日からオミクロン株対応ワクチンの接種を開始いたしました。オミクロン株対応ワクチンは初回接種を終了した方が対象となるため、これまでの接種状況に応じて、3回目、4回目、5回目として接種する場合がございますが、現状では1人1回のみ接種となっております。この1人1回のオミクロン株対応ワクチンを接種した方は、令和4年12月5日時点で19.6%でございます。また、12月末までの予約を合わせると35%となります。

なお、60歳以上の状況は、接種済みと予約を合わせて61.3%となっており、葛城市医師会の先生及び看護師の皆様のご協力の下進めさせていただいております。

以上でございます。

杉本副議長 川村議員。

川村議員 今、ご答弁をいただきました。振り返りますと、ワクチンの接種を1回目からずっと、今回に至るまで、大変、皆様、職員の皆様にもご苦勞いただきましたことをまず感謝を申し上げます。そして今回も医師会の先生方、看護師の皆様には本当にお忙しい中、この接種の促進にご協力をいただいていること、心から感謝を申し上げたいと思います。政府が現在感染対策で、その効果に最も力を注いでいるこのワクチン接種であります。オミクロン対応型の現在の流行に重症化させない、医療逼迫を起こさせないためにも、オミクロン対応型のワク

チンの早期接種を奨励いたしております。新型コロナウイルスに感染し、その後の後遺症、倦怠感やせきなどの症状を訴える方は、以前のデルタ株よりもまた増加しているというデータもあるわけでございます。これまでの新型コロナウイルス対策措置に、人の行動制限、また、人数制限などがあつた経緯を踏まえ、皆様もご記憶にあると思います。葛城市においても、市内の施設に係る使用制限、人数制限に人流抑制を行ったことは、様々なところに影響が出たというのは言うまでもありませんが、人が暮らしていくための、広範囲にわたりたくさんの方が影響があつたということ、全ての答弁は求めないんですが、現時点で皆様も振り返っていただいて、この3年間の間に、葛城市の中でどういったコロナの対策に力を注いでいただいたことかということ、改めてこの3年間の数字を追っていきたいというふうに思っております。

でも、どういった現場でかと全てお聞きするわけにはいきませんので、まず保育とか教育の現場でどういう状況であつたのか。子どもたちへの心身への変化、そしてまた、葛城市の学校、そして市内の行事において、様々な保護者の理解などもあつたと思います。給食においても、いろいろと飛沫感染等で給食の食べ方等もいろいろと工夫がなされた、このご苦労について、改めて振り返りたいというふうに思います。こども未来創造部長と西川教育部長にご答弁いただければと思います。

杉本副議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 こども未来創造部の井上でございます。よろしくお願いいたします。

保育所、学童保育所におけるこれまでの影響についてでございます。令和2年の流行当初は、新型コロナウイルス感染症について分からないことも多く、予防や感染対策の方法につきましても今ほど確立していませんでした。そのような中、保育所や学童保育所は、福祉施設という役割を担っておりますので、閉所することなく開所し続けられるように、できる限りの感染対策を講じてまいりました。備品としましては、流行の初期の段階で、入り口へのサーモグラフィーの設置や保育室への空気清浄機や壁かけ扇風機の配備、検温器や二酸化炭素濃度計を各園に配付いたしました。また、日々の検温や体調管理、保育室の換気の徹底、空気清浄機の常時稼働、手指消毒やおもちゃ、机、椅子などの消毒を毎日行い、職員にはマスクの着用を徹底するなど、陽性者が出ても濃厚接触者とならないように徹底した感染対策を講じています。そのような環境の中で、心身への変化についてのお問いでございます。

職員におきましては、当初は新型コロナウイルスに対する恐れと不安もあり、現場の先生方の心労、気苦勞はとても大きかったと思います。また、体力面でも、消毒に要する時間などにかかる負担や、アクリル板の机などへの取り外しにかかる負担、マスクの着用の徹底による身体への負担があり、特にマスク着用による身体的負担は、夏場や屋外での保育活動時など、体温が上がる際には、先生方への体への負担も考えられます。そのほかに、濃厚接触者の特定や洗い出しもしなければなりませんので、保護者対応も含め、仕事量は増えましたが、新型コロナウイルス感染症について保護者の理解も進みましたので、保護者対応の心的負担は以前よりも軽減されていると感じます。また、各保育現場に消毒等を担当する職員の配置を進め、保育職員の負担の軽減を図っております。しかしながら、コロナ前と後とは、

保育を取り巻く環境はがらりと変わりましたので、以前と比べ、子どもたちとのスキンシップが取りづらいこともあると思います。

次に、園児や児童たちへの心身への変化についてでございます。園児や児童たちにとりましても、他のお友達との身体的距離や手指消毒の負担、また、楽しい時間であった昼食やおやつ時間が、アクリル板の設置で、お友達と距離を置いた黙食の時間となりました。お友達とじゃれ合ったり、抱きついたり、人のぬくもりが感じられるスキンシップも取りづらくなりました。あわせて、保育士や支援員の先生方のマスクの着用によって、特に幼少期にいろいろ学習しなければならないはずの人の表情の豊かな変化も見ることができなくなりましたので、このことは、今後において園児や児童たちの心身に何らかの影響があるのではないかと考えます。特に、学童保育所につきましては、小学校と同じく、施設内でのマスク着用をお願いしていましたので、マスクにより、支援員の先生方の表情やお友達の表情も見えにくく、人間の持つ豊かな表情を見れないことにより、人と人とのコミュニケーションが以前よりも取りづらいこともあったのではと推察いたします。

次に、行事についてでございます。行事におきましては、市内や近隣の感染状況に応じまして、行事の縮小や延期、中止なども行い、感染防止を図ってまいりました。入園式、卒園式、保育参観、プール遊び、遠足などの行事につきましては、規模を縮小したり、参加者人数を絞ったり、内容も変更して実施をしてまいりました。また、勤労感謝のための施設訪問、お年寄りとの交流を目的としたお餅つきや施設訪問などの世代間交流、幼・保・小の交流事業、マラソンやクッキング活動など、中止となっていた行事もでございます。しかしながら、今年度につきましては、ウイズコロナの考え方の下、できるだけ日常を取り戻すことができるよう、引き続き感染対策を徹底した上で、各種の事業を実施しております。先日実施の運動会につきましては、時間や種目はスリム化いたしました。家族の入場制限は設けずに開催いたしましたので、子どもたちにとって、おじいちゃんおばあちゃんに見ていただけるうれしい行事となり、観覧をされた皆さんにも大変喜んでいただきました。今は、保育士や支援員、保護者の方など、周りの大人のワクチン接種も進んでおります。また、最近では、生後6か月から4歳のお子様のワクチン接種も開始され、国において接種の勧奨もされているところでございます。今後につきましても、引き続き新型コロナウイルス感染症の対策を十分に行いながら、周りの感染状況も見極めながら、今までどおりの保育ができるよう、環境を整えてまいりたいと思っております。

最後に、給食への影響についてでございます。新型コロナウイルスの影響を受けられた市民への生活支援のため、市内の保育所、保育園や認定こども園、市外の保育施設に通う園児の給食費を助成させていただきました。令和2年度は、6月から11月の6か月分の給食費を、令和3年度は4月から7月の4か月分の給食費を、今年度は9月から12月の4か月分の給食費について、市内の公立保育所の給食費を基準として助成しております。

以上でございます。

杉本副議長 西川教育部長。

西川教育部長 教育部の西川です。よろしく願いいたします。

それでは、幼稚園、学校現場について、ご説明させていただきます。令和2年2月28日に、当時の安倍首相から、コロナウイルスの感染拡大状況から、3月2日より春休みまで臨時休業を行うよう要請があり、本市におきましては、教育委員会、校長会を急遽開催し、児童、生徒、保護者に説明し、連絡・指導事項を明確に伝えるため、3月3日より臨時休業といたしました。その後、幼・小・中の入園式、入学式、始業式は、感染対策を講じて開催いたしました。その後、4月9日から5月6日まで臨時休業に伴い、分散登校、学年別登校にて、前学年の復習、新学年の予習などの課題を配付、あわせて登校時の健康チェックも行いました。その後、4月16日に全国に緊急事態宣言が発出され、5月31日までの休業といたしました。その後、文部科学省が示した学校再開ガイドラインや、衛生管理マニュアル等に基づき、葛城市教育委員会では、学校医、学校薬剤師等からの指導を仰ぎ、学校運営上取るべき感染症リスクを低減するための指針を示したガイドラインを作成し、対応を行ってまいりました。

学校活動につきましては、基本的な感染対策、検温、手指消毒、マスク着用、適度な人との距離の確保、換気を実施し、給食時間は黙食を行う中で、感染状況等を注視しながら、部活動の時間制限、プールの授業中止、修学旅行の延期等、校長会において都度、協議・検討を重ねながら対応を行ってきたところです。また、支援体制といたしましては、新型コロナウイルス感染症に関わる風評被害などで、心に傷を負ったり、間違った情報で学校に行くことを控えるなどの事象が発生した場合、担任や養護教諭等の健康観察や状態に応じてスクールカウンセラー等による支援も行ってきました。そして、教員及び児童・生徒の健康負担も考え、感染症予防対策とし、感染症対策員の配置や、消毒等の医薬材料の購入、給食配膳時の手袋等の配付を、また子育て世帯の負担軽減のため学校給食費の無償化を、令和2年は6か月分、令和3年は4か月分、令和4年も4か月分実施しており、コロナ禍における学校活動を引き続き実施しております。そのような中で、一旦感染者数が減となったとしても、また新たな変異株の出現などにより、終息の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症ですが、学びの保障や子どもたちの心身への影響を考慮し、できる限り学校を一斉休業することは、慎重に判断してまいりました。

今年度からは、全ての幼稚園、学校で、感染症対策を引き続き行いながら、ほとんどの学校行事も実施しております。引き続き、安全管理に努めながら、学校現場の運営を行ってきたいと考えております。

杉本副議長 川村議員。

川村議員 詳しい、ずっとこれまでの3年間遡って、一言一言私も、こういう状況だったなということをかみしめて聞かせていただきました。本当に、その都度その都度の状況によって、8波まで来たわけですから、校長先生、もちろん教育長はじめ校長先生たちのご判断というのは、大変だったと。また、保育所においても学童保育所においても、葛城市の新型コロナウイルス対策室、そして新型コロナウイルス対策本部会議という形で、これまでもその対応を構築していただいて、ここまで来れたのかなというところですが、なかなかそれで完全な終息という形にはならない中、今も答弁の中で、感染対策をしっかりとやってという文言が多うございまして。それでも、学校行事、そして保育所などの行事なども、やはりそのまま今までど

おりやっっていくと。その中で、関係者の方にはそれをやっっていく中で、非常に準備等でご苦労いただくことになっているということも、この中の、今日の答弁の中にも十分に入っていたというふうに思います。本当にご苦労をかけましたねということをもつて、ご苦労に感謝をしたいというふうに思います。当初、議会にもいろいろとコロナのいろんなことを逐一報告をいただいて、ワクチンの接種についてもいただきましたが、葛城市は割と早く事を進めていただいているという状況の中で、着実にやっていただいたなということも、改めて敬意を表したいと思います。

ただ、これから、いまだ引き続けているこのコロナの感染の中で、まだまだ、あと、高齢者の問題、障がい者の問題、また地域の活動、こういったところにも、今までもあったと思います。今日はそういった障がい者や高齢者、介護の現場、この影響もすごく大変だったというふうに私は聞き及んでいますので、その状況についてご答弁いただいて、また、地域の活動、小単位で大字の活動はどうだったんか。区長ともいろいろと関係していただいています。人のつながりの中で、皆さんはその対策と行事をどのようにしてこられたのかということもご答弁いただきたいと思います。保健福祉部長の後に、西川教育部長、もう一回言っただきまして、企画部長でお願いしたいと思います。

杉本副議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。障がい者、高齢者の介護現場におけるこれまでの影響についてでございます。

まず初めに、障がい者の介護現場における障害福祉サービスについてどのような影響があったかについてでございますが、外出系のサービス、いわゆるヘルパーが付き添い、外出のための支援を行うサービスですが、外出が制限される中で、多数の利用控えがありました。また、施設等で行うショートステイのサービスにおいても、新規の受入れはもとより、継続的に利用されていた方も、感染防止の観点から利用できないといったようなことがあり、家族の方への介護負担はかなり増していたと考えております。また、就労系支援のサービスにおいても、事業所を一時休止したり、また、リモートによる支援という形態になったりと、利用者が通常的生活と異なる状況になることによって、精神的に不安定になれるケースが多くあったと聞いております。現在の事業所の状況でございますが、新型コロナウイルス感染症の対策を十分に行っていることもあり、配慮しながら、ほぼ通常どおり事業を実施しております。

次に、高齢者の介護現場におけるこれまでの影響についてでございますが、コロナ禍が在宅高齢者に与えた大きな問題としましては、閉じこもり傾向における認知機能の低下、運動不足による筋力の低下、そして孤立・孤独化が挙げられます。コロナ禍において、継続的に地域の運動教室や集まりができるよう、市民向けの新型コロナウイルス感染症に気をつけて通いの場を開催する留意点のチラシや、通いの場に参加する留意点のチラシを通いの場の参加者やリーダーに配布を行ったり、体温チェックや消毒、換気の徹底をリーダーに伝えることや、介護予防リーダーとともに自宅でもできる体操のDVDの作成を行うなど、感染症対策をして地域のつながり를続けていく工夫を啓発してまいりました。しかしながら、2年前

のコロナ自粛ピーク時には、運動教室21か所中9か所が数か月休止となった時期もありましたので、筋力低下、認知症予防のための集まりづくりに支援を継続してまいりました。市内の施設につきましては、感染症対策マニュアルの配付、施設職員やケアマネジャーに向けた講演会を開催しております。また、葛城市の高齢福祉担当職員につきましては、朝の検温、体調チェック表を管理職がチェックすることになっておりまして、訪問先から感染しない、させないことを当たり前化するため、アイガードや予防衣、手袋などを適切に利用しています。しかしながら、感染対策を実施しながら、高齢者の集まり支援を行っても、参加されず、閉じこもりがちの方もおられるのが現実で、認知症が進み切ってから介護申請をされたり、筋力低下が浮き彫りになってから相談に来られる方もおられます。このことから、認知症対策を重要課題と捉え、令和3年度より、10分で分かる認知機能チェック、あたまの健康チェックや認知症予防教室を認知症専門医療機関とともに実施し、その後のOB会も立ち上げております。また、今後、短期集中予防事業として、認知症予備軍の方を3か月間、集中的に教室に参加していただくことにより、認知機能改善を目指す予定でございまして、認知症になっても住み続けられるまちを目指す事業を検討・強化しているところでございます。

以上でございます。

杉本副議長 西川教育部長。

西川教育部長 文化・スポーツ施設の影響についてということでお答えさせていただきます。

令和2年4月16日に発令されました緊急事態宣言に始まり、感染者の増加により、学校と同様に、文化施設、スポーツ施設を休館とする措置を取らせていただきました。その後、施設における感染予防対策を講じながら、国や県等、関係機関からの情報を捉え、市内部におきましても、連絡、連携を密にし、情勢を見ながら、その状況に応じた対応を行ってまいりました。適切な身体的距離の確保が困難なスポーツ、文化活動、換気が困難な会議室やホールの貸館については制限を設け、可能な場合は、換気が可能な大きな部屋などに移動いただくなど、できる限り活動が継続できるよう考慮してまいったところです。同時に、感染対策として、消毒液、検温器を設置し、感染対策の啓発、自己管理にも努めていただいているところです。

そのような中で、葛城市の施設を使用、または市の事業、イベント・教室等に市民が参加して活動を行う際に、新型コロナウイルス感染のリスクから市民を守り、活動を安全に行うために基本的な方針を定めた、葛城市施設・事業における新型コロナウイルス感染対策方針についてを新型コロナウイルス対策本部会議におきまして決定し、共有を図り、これに基づいて運用を図ってきたところです。

そしてイベントの中でも、市民が多く参加される市民体育祭は、大字対抗でおのおのテントを設営され、一定の距離を保つことが困難でもあり、参加をちゅうちょされる大字もあったことから、実行委員会で協議・検討を行い、令和2年度、令和3年度は開催を中止とした経緯がございまして、今年度につきましては、スポーツの集いという形で、感染対策を講じながら、市民が安心して参加できるよう工夫して開催したところです。その後、10月中旬には市内施設につきまして、市民の安全を確保しつつ基準を緩和し、日常を取り戻していけるよ

う調整・協議を行い、各施設ホール、会議室等は人数制限を撤廃し、引き続き感染対策を講じ、安全管理に努めながら運用しているところでございます。

杉本副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 大字活動への影響について申し上げます。大字活動につきましては、基本的には大字区長様の判断にお任せしているところでございますが、令和2年度、令和3年度におきましては、秋祭りや子ども会の活動など、地域のイベントについては、市のイベントが中止されたことに準じて開催を見送った大字もあったと聞いております。また、市内一斉清掃については、中止したり、開催方法を工夫して役員のみで行った大字など、様々であったと聞いております。区長会については、令和2年度、令和3年度中は会議のほとんどを书面開催にて実施し、感染拡大がやや収まりを見せた時期には、感染対策を講じた上で、市内施設のホールを利用して、密にならない形で開催をいたしました。令和4年度になってからは、新型コロナウイルス対策本部会議で緩和の決定が出されたことを踏まえ、感染対策を講じた上で、対面による会議を開催し、区長会研修につきましても、感染対策を講じ、再開しております。

杉本副議長 川村議員。

川村議員 続いて、経済活動はどうだったのかという、市民に対しての支援とか、それからまた、事業者に対する支援も併せてご答弁いただけますでしょうか。

杉本副議長 早田産業観光部長。

早田産業観光部長 産業観光部の早田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

新型コロナウイルス感染症対策による行動制限がもたらした経済活動への影響について、葛城市商工会及び奈良県の商工会連合会に、市内企業のデータ照会を行いました。有効な統計を取っていないとのことですので、本市が把握している道の駅かつらぎの来場者数と相撲館の入館者数について、ご報告させていただきます。

まず、道の駅かつらぎの来場者数についてですが、令和元年度と令和3年度の比較を行ったところ、1割程度来客数が減少しておりました。また、相撲館の来場者数については、インバウンドの停止や、休館の影響もあり、約8割の大幅な減少となっております。

このように、人々の移動が減少し、経済活動が滞っていた状況を受けまして、本市では様々な経済支援活動を行ってまいりました。

まず、新型コロナの影響が出始めた令和2年度は、中小企業者等の支援として2つの取組を行いました。

1つ目は、葛城市がんばる企業応援交付金といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動を縮小せざるを得ない中小企業者等を支援するため、事業継続に必要な経費に対し支援金を交付いたしました。対象要件といたしましては、市内で事業を営んでおり、売上げが減少し、セーフティネット保証等の融資を受けられた方及び奈良県の休業要請を受けて、奈良県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の交付を受けた方に対して、1事業者につき10万円の交付をする事業を行い、410件の交付を行いました。事業費といたしましては、4,100万円となっております。

2つ目といたしまして、経営相談支援事業として、中小企業診断士、行政書士等の専門家

が、資金繰りや行政による補助金制度の案内及び申請方法の指導等、専門的な経営相談を行いました。58件の専門家派遣を含む445件の相談があり、約396万円の支出となっております。

続きまして、令和3年度事業といたしまして、4月に市内99店舗の飲食店に対してアクリルパネル及びアルコール消毒液の配付を行いました。これは、同月にまん延防止等重点措置が近隣府県に適用されたことに対する措置として実施しました。事業費として約356万円となっております。同じく6月には市内事業者向けといたしまして、768事業者に対してアルコール消毒液の配付を行っております。こちらの事業費は、新型コロナウイルス対策室及び生活安全課より、アルコール消毒液の支給を受けております。7月には奈良県の新型コロナウイルス感染防止対策施設支援事業に対応する形で、葛城市新型コロナウイルス感染防止対策施設支援補助金を11事業者に交付いたしました。事業費として38万3,000円となっております。11月には、かつらぎ応援！キャッシュレス決済でポイント還元キャンペーン事業といたしまして、指定事業者にて、a u P a y、d払いを使った支払いに対して還元率25%分のポイントの還元を行いました。ポイント還元額として約955万円となっております。このキャンペーン実施により、市内事業者での消費額の25%が約955万円ということですので、その金額の4倍である約3,800万円以上の経済効果があったこととなります。

最後に、今年度におきましては7月にかつらぎ応援クーポン券事業といたしまして、2,000円分のクーポン券を配付しました。事業費として約9,000万円となっております。そして12月広報などでもお知らせしておりますが、国のエネルギー、食料品価格高騰対策として追加となりました重点支援地方交付金を使いまして、もっとかつらぎ応援クーポン券事業と称して、クーポン券事業を行います。12月12日から令和5年2月末までの使用期間で、1人当たり2,000円分のクーポン券を交付する事業となっております。事業費として前回と同じく約9,000万円となっております。全体といたしまして3年間で約2億3,904万円の事業実績となっております。

以上でございます。

杉本副議長 川村議員。

川村議員 本当に丁寧に、これまでの3年間分を言っていたいたわけですね。すごいたくさんの支援があったんだと、支援の中で今回出てこなかったのは、水道料金の基本料金、ここについては、今回ちょっと答弁者には求めてなかったんですが、これも支援の一つであったということも皆さんもご記憶あると思いますし、現在も引き続き、それが執行されている途中でございます。

本当に、各部長から、それぞれ支援また対策、本当にどんな状況になるかも全く想像もつかない状況の中で、よくぞやっていただいたというふうに思いますが、この間、先ほども教育部長がおっしゃっていただきました葛城市施設、また事業における新型コロナウイルス感染対策方針というような形で、当初、閉館をしていた状況の中で、しっかりしたルールが作り上げられて、ずっと事業が遂行されてきたということですが、まだそう言っても、これから、9波、10波が来るかもしれません。国も、人の行動制限をもう緩和していくということで、旅行支援などは、今、非常にたくさんのメニューがあるわけですから

も、しかしながら、その空気感を甘んじたらいけないというふうに私は思っております。

今回も県内も非常に感染者も多い中、小・中学校、また幼稚園、保育所、そして学童保育所も含めて、そういった閉鎖をしていかないといけないような状況になる場合というリスクというのは非常に高いわけで、そんな中で感染対策をきっちりやるということの難しさというものは、もう本当にまだまだ何が正しい方法なのかということも分からないわけですが、この間葛城市がコロナ対策に係る国の補助で地方創生臨時交付金、今も早田産業観光部長のほうから、経済活動についての支援額というのを割と詳細に言っていただきましたけれども、この地方創生臨時交付金、それぞれの部署に支援の枠取りというのをしていただきまして、現在も執行中であると思います。今年度、もう残り約3か月ということで、この執行状況の中で、これからの、予想ではありますけれども、まだ感染拡大をしていく中で、対策、特に備品とか、そういった対策に必要なものという、ウイズコロナの中で、人の行動を制限しないで、一定の対策というものを、徹底したやり方という言葉がたくさん出てきましたけれども、徹底してやる、できるだけ徹底してやりたいという思いの中で、その財源がきちっと確保されて、有効にこれからも持続して使えるのかと、ここを心配するわけなんですけれども、今後、首相官邸のホームページの新型コロナウイルス感染症対策本部会議によりますと、今年度の11月25日の段階で新型コロナウイルス感染対策の基本的対処方針というものがホームページに載っておりますが、要するに感染時の療養の在り方とかいうのも変わってまいりました。そんな中で、濃厚接触者の規定とかも変わってきています。マスクとかの着用や手洗いというのは、日本はまだ必要であれば十分その措置をすることが望ましいということの中で、もちろん、手指消毒や3密というのを回避していくと。もちろんそんな中で、今回換気ということが、それぞれの施設で行って非常に効果が表れていると。保育所も、先ほどから、最初は空気清浄機を、市長は全部そろえていただきまして、効果があるかないというよりも、まずできることをやろうということで空気清浄機の設置、これはもちろんこの議場にも置いていただいているわけですが、エアロゾル、それがエアロゾル感染というのに対応したやり方、これも1つ進んでいった対策の一つやったと思います。多くの市民がこれからも市内で行動して、また、施設内で今は飲食ということも制限されている中、元の日常を前のように取り戻すという、まだまだハードルが高い中で、今後体育祭なんかも、元のようにできるのかなど。飲食も伴ってありました楽しい体育祭が以前のようにできないのではないかとこの心配もある中で、そしてまた、災害が起こったとき、避難所において感染対策というのは、これは今度は必須になってまいりますので、この重要課題というふうになります。本当に必要な物品というのはもうそろえていけているのかということなんです。執行状況がほぼほぼいっぱい、もう全部使い切っていますという状況なのかどうかというのは、私はちょっと分かりませんが、新型コロナウイルス対策室として、また新型コロナウイルス対策本部会議の中で、いま一度執行状況というのを精査していただきたい。地方創生臨時交付金の執行残なんかも、出てきては、それは、当初の予算の中で当然使われるべきものなのですが、その対応を、執行している中で、その残があれば、まだあと何を買って足していくのか、何を支援のほうに回していくのかということ、いま一度整理をしていただいて、精査

をしていただいて、残り3か月の間に有効な執行をしていただきたいというふうに思うわけです。

政府も、この地方創生臨時交付金、次の更なる交付というのはなかなか確約もされてないという状況の中で、貴重な財源であったわけですから、その対策費というのを最終調整を、今のこの12月に私は求めておきたいというふうに思います。

小・中学校においても、児童・生徒の心の問題、ここについては、交付金で充てれるかどうかということはなかなか難しいのかもしれないですが、そういったソフト面についても、葛城市の影響を受けた人たちに精いっぱい対策をしていただきたいというふうに求めておきます。

改めて教育現場において、特にこういったソフト面、心配をしている中で、ぜひとも教育長に、今の現状はどうか、その対策をどう考えているかと、まだはっきりと輪郭ができていないかもしれませんが、コロナによって受けた影響について、どのようにこれから対策を考えていただくかということをご所見を求めたいと思います。

杉本副議長 椿本教育長。

椿本教育長 私のほうから、学校現場の今後の制限、備えについても含めてちょっと答弁させていただけたらというふうに思っております。

今、部長から答弁もありましたように、2020年初頭から全世界的に猛威を振りました新型コロナウイルスの感染症の影響、これにつきましては、学校では一斉休業から始まりまして、学校行事の中止など、学校教育全般につきまして影響は非常に大きかったと思っております。また、子どもたちの生活環境にも多大な変化があったようにも感じるところでございます。先日10月27日には、文部科学省のほうから、令和3年度の結果を基に、いじめや不登校の増加傾向に歯止めがかからないことについても、新型コロナによる生活環境の変化が子どもたちの行動に大きな影響を与えているというような分析結果も公表したところでございます。しかしながら一方で、このコロナ禍で、GIGAスクール構想が一気に進みました。本市においても、1人1台端末はもちろんのこと、通信システムの構築や電子黒板の設置など、ICT機器が活用できる環境がそろってきているところでございます。これらは今後の備えとなるのではないかと考えています。これらを十分活用し、感染症等で学級閉鎖せざるを得ない状況になったとしても、学びを止めないためのオンライン事業や、また不登校や病気等による長期欠席者へのオンライン支援、また心のケアをはじめ、教育相談の充実を図るためのAI相談などを実施していきたいと考えているところでございます。今後は、感染拡大防止対策は必要に応じて当然実施していきながら、子どもたちが楽しく有意義な学校生活を送ることができるよう、これらICTも更に活用し、誰一人取り残さない、学習活動を進めていきたいと考えています。

杉本副議長 川村議員。

川村議員 ありがとうございます。本当にGIGAスクールは、予想もしなかったこのアクシデントに対応していける大きな武器になるというふうに私も思っておりますし、電子黒板等、いろいろな備品を更に進めていただいた葛城市のICT教育は進んでいっていると思っております。

すし、またそれをうまく活用して、どんな状況になれ、その活用がすぐできるような体制を今の間に構築していただきたいと。何があってもそういったオンライン授業ができるという、学校閉鎖をしないでいけるということについては、これからは大きな課題であるというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから先ほどの令和3年度の分析結果が出たということで、これは、新型コロナの影響が100%ではないかもしれないですけども、やっぱり、それぞれの、人の制限、交流が途絶えることによって、保育所も先ほどの答弁にありましたように、スキンシップ等の積み上げがやはり人間関係をつくっていくという中で、マスクをしたままの生活がいいとは私も思っておりませんし、これが、早くマスクが取れていけるような状況になればと願うばかりでございますが、教育分野におきまして、どうぞしっかりと進めたいということをお願ひをしておきます。

最後に、阿古市長におかれましても、災害対策本部長として、長年取り組まれてきて、今日も災害対策本部長としてのユニフォームを着用していただいて、臨んでいただいておりますけども、本当にご苦勞いただいたと思います。高齢者の問題も、先ほど認知症の対策をうんとやっつけていかなとあかん状況になりましたと。見えない、お金だけでも解決できないようなこともたくさん今回できました。そんなことも含めてこれから、どう対策をしていこうかと、これまでの影響をどう解消していくかということについてご所見をお伺ひしたいと思います。

杉本副議長 阿古市長。

阿古市長 まだコロナ禍ではございますが、いろいろこの3年間を振り返って、頭の中で、最大限にいろんなことを思い出してました。考えてみますと、初めて新型コロナウイルスが入ってきたときには、感染予防という面に非常に注力をいたしました。基本的には感染症の問題というのは国が責任を持ってやる問題ですので、地方自治体としてやれることというのは限られますが、その限られた範囲の中で何をやるべきかということを常に考えてきました。これは未曾有の大災害であるという考え方の下に、災害対策本部長の制服を常に着ると覚悟を決めたのが実はそのタイミングでございました。

初年度は感染予防に、例えばマスクであるとか、アルコール手指消毒液のルート確保であるとか、先ほどおっしゃっていただきました空気清浄機であるとか、検温器であるとか、あらゆる感染症に対する、立ち向かうための予防としての予算づけを非常にしたように記憶しております。その中でも、給食費の無料化ですとか、水道料金、基本料金の無償も実は並行して、もう初年度から始めてはおったんですけども、それが今度、次年度に変わりますと、令和3年になりますが、ワクチン接種に感染予防の主体が移ってきたように思います。それと並行いたしまして、かなりの感染の拡大がありましたので、被災対応も実はその辺りから始まってまいりました。生活者に対する支援に重きを置いてきたのもその辺でございます。それから、令和4年、令和3年の終わり方からなんですけども、こちらのほうは、感染がもう拡大するに当たってそれが被災対応のウエートが非常に増えてきたところでございます。それがまさに食料支援であり、衛生用品支援であり、被災された方、感染された方に対する手厚い、何ができるのかということを主体に考えてきた。そして令和4年オミクロンに変わ

りますと、重症化率の問題が明らかになってまいりました。その地点からは、被災対応に並行して今度は復興に向かうための労力を与えてきたところでございます。もし、これは大前提があるんです。今の新型コロナウイルスの変異の方向が、重症化が今の軽度になっていくという方向が変わらなければという大前提があります。もう国の方針がその方針ですが、その大前提があった中で、変わらなければ、それは、復興作業としての取組を実は始めておる。それに重心を置き、予算づけをして、労力を費やしてきたのが、令和4年でございます。

ただこの問題、ご指摘いただきましたこの制服なんですけども、まだ災害対策本部を解散するわけにはまいりません。11月からは、災害対策本部は、従前は毎週1回開いていたんですけども、安定してきましたので、毎週部長会をやっているんですけど、それの中の連絡事項に変更いたしました。ただ変異の方向が変わる、もしくは国の方針が変われば、すぐに災害対策本部に切り替えますけども、もし今、国のほうで議論されている2類、5類のそちらの決定があれば、災害対策本部をどうするのか。当然、災害対策本部が解散になれば、私は通常の背広姿に戻るということでございます。

ただ、この復興作業というのは大変、議員がご心配していただいておりますように、全ての分野において、復興作業が入ります。全ての分野で対応してきた、まさにその影響の大小によりまして、復興作業の意味合い、重さ、期間が変わってくるように感じております。復興作業を含めて私はこの制服を着ているという思いはございませんが、早く、今現在取り組んでおる、まさに、もうイベントは中止をしない、いかに安全対策を取りながら日常生活を取り戻していくのかというこの作業を、労力を予算も含めて費やしていくということでございます。その復興作業の中で更に必要な物品があるのであれば、私は準備していきたいという思いでございます。

常に思うんですけども、この感染症の問題というのはまだしばらくあるのかなと思います、残念ではございますが。早く完全に、日常生活が以前のようにとは言いませんが、以前に近い形に戻ることを願いながら取り組んでいるところでございます。3年間という時間がこれほど長い時間であるというのを改めて感じた今日でございます。どうもありがとうございます。

杉本副議長 川村議員。

川村議員 市長のこれからの対策、方針というのを、復興に向けた予算づけをしていくということをお聞かせいただいて、ちょっと私も安心いたしました。ここで終わったわけではないので、今日言いたいのはまだまだこれからも対策が必要になってくる、そんな場面がありますよということ。今、復興するための予算、また、感染させないという、そういった予算というの、また、改めて見直していただいて、ここに来て、どういう対策、予算を使っていくかということについて、精査を、研究をしていただきたいというふうに願っております。

私の質問は、これで終わりますが、この3年間で我々は学んだ期間としてもいいと思います。こんなことは、いつどこでやってくるか分からないということを市民とともに乗り越えてきたわけですから、一丸となって、また、これからもこの対策に協力体制をもって進めていきたいと思っております。どうもありがとうございました。

杉本副議長 川村優子議員の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は15時でお願いいたします。

休 憩 午後2時41分

再 開 午後3時00分

梨本議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

5番、杉本訓規議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

5番、杉本訓規議員。

杉本議員 皆様、改めましてこんにちは。議長のお許しを得ましたので、5番、日本維新の会、杉本訓規より一般質問させていただきます。市民の皆様の声をしっかり市政に届けていきたいと考えております。

今回、質問事項は、市内の保育所について、いつも僕がやっているようなお話なんですけども、待機児童についていろいろ聞きたいと思います。

これより先は質問席にて質問させていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

梨本議長 杉本議員。

杉本議員 よろしくをお願いいたします。今回は、ずっと僕、言ってたんですけども、私立の保育園と公立の保育所、申込み時期がばらばらで、私立の保育園に至っては1園しか申し込めない、それはいかがなものですかというお話で、本当の待機児童の数が分からないんじゃないかという話で、今年から1回の申込み時期で、希望が第9希望まで書いて一気に出して、昨年の今頃でしたら、今精査しておりますぐらいのお話やったんですけど、今年に限ってはもう大体の数字が出ていると。なかなかよかったんじゃないんですかというお話なんですけど、本当によかったのかどうかというのを精査の意味でちょっとお聞きしたいことが多々あります。それではよろしくお願ひします。

今年度、先ほども言いましたけども、申込み時期を同じにさせていただいて、大体の数字が出ているということなので、市内の保育所、認定こども園、今年は文化幼稚園もやっただいて、小規模保育所も昨年始まりまして、現在その辺の申込み人数、申込みに来られた人数、もう分かっているということなので、お答え願ひします。

梨本議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 こども未来創造部、井上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

本年度から、入所申込みの時期を1次申込みと2次申込みに分けて、新しい方法に変更いたしました。1次申込みにつきましては、9月29日から10月1日までの3日間で、令和5年4月1日入所希望者の受付を行いました。1次申込みの総数は、市内保育所、園、認定こども園、小規模保育所等を合わせまして、245人で行いました。内訳は新規が218人、転園が11人、市外からの新規の受託が16人となっております。

なお、この人数には継続申込み分は含んでおりません。また、2次申込みは12月15日から12月17日の間で、年度途中の5月から3月までの入所希望者を募集いたします。2次申込みのできる施設につきましては、1次申込み分が確定後、空き枠のあった施設でございまして、公立では、磐城第1保育所と當麻第1保育所と磐城認定こども園、私立では、華表保育園、

浄正院保育園、アートチャイルドケア奈良葛城保育園に空き枠がございます。各施設の申込みのできる年齢別の募集状況につきましては、市のホームページでお知らせをしております。

梨本議長 杉本議員。

杉本議員 昨年来でしたら、今の時期ではこれぐらいの数字は出てなくて、今の段階で、もう1次の募集が大体分かっている、2次の募集に関しても、1次が確定した後に空きをお知らせしていただく、今、名前が出てないところはもういっぱいであるということですよ。分かりました。

それでは、今の段階で待機児童がもう分かっているということなので、どれぐらいの数がおられるのかと、何歳児クラスというところ、どこが今、待機児童が出ているのか調べていただいていると思いますので、お答え願います。

梨本議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 申込み方法の変更によりまして、今年度は例年より1か月早く、11月30日に1次申込み分の内定通知を出すことができました。1次申込みの内定者数は227人となっております。来年度の待機児童数は、令和5年4月1日入所希望者の分で16人となる予定でございます。内訳は通常待機が13人、特定待機が3人となっております。

なお、通常待機の13人は全て1歳児でございます。特定待機の3人につきましては、0歳、2歳、5歳となっております。

以上でございます。

梨本議長 杉本議員。

杉本議員 13人、1歳児の待機児童が見込まれるんですが、これ多分、多分というか、保育士不足というか保育士が足らんとということですよ。特定待機の3人はちょっと一旦置いておきまして、それでは細かいところを聞いていきたいと思うんですけども、市内の私立3園と奈良文化幼稚園の、それぞれ0歳児から5歳児までの、新規の内定人数、今の段階で内定している人数を各年代ごとに上げてもらっていると思うんですけども、お願いできますか。

梨本議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 まず初めに、華表保育園の新規入所内定人数でございます。56人ございまして、内訳を申し上げます。0歳児10人、1歳児27人、2歳児10人、3歳児8人、4歳児1人でございます。

次に、浄正院保育園の新規の内定人数でございますが、24人ございまして、内訳は0歳児が6人、1歳児14人、2歳児2人、3歳児1人、4歳児1人でございます。

次に、はじかみ保育園の新規入所内定人数は23人ございまして、内訳は0歳児2人、1歳児13人、2歳児2人、3歳児6人でございます。

最後に、奈良文化幼稚園の新規入所内定人数は19人ございまして、内訳は0歳児2人、1歳児5人、2歳児6人、3歳児5人、4歳児1人でございます。

梨本議長 杉本議員。

杉本議員 第1希望から第9希望まで書いて一気に申し込みいただいて、今の人数を受けている。ほんで、待機児童は13人やけど、全部1歳児ということは、ほぼほぼ今、申込みに来られた方

を受け入れているというイメージでいいと思うんです。ただ、今のお話聞いてて、4歳児が3人しか受けれてない。これは、申込みがあって受けてるんですけども、僕が聞いているお話では、申込みの前から、4歳児はちょっと厳しいというのはもうお声を聞いて、ホームページを見てもそうやったんです。それでその方々はどこへ行ったんかが、僕は気になるんですよ、今のところ。それを来年度というか、次につなげていただきたいんです。多分、申し込んでもないような気がするんです。だって僕が知っている限りでも、何人かおられるのにといいところがあるんです。これ、後でちょっとまたお聞きしますけども。

続きまして、公立の3園と磐城の認定こども園、これも同じく0歳児から5歳児までの新規の入所内定人数を調べていただいていると思うんですけども、お願いいたします。

梨本議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 まず初めに、磐城第1保育所の新規入所内定人数は16人でございまして、内訳は0歳児3人、1歳児9人、2歳児3人、3歳児1人でございます。

次に、磐城第2保育所の新規入所内定人数は34人で、内訳は0歳児12人、1歳児11人、2歳児6人、3歳児4人、5歳児1人でございます。

次に、當麻第1保育所の新規入所内定人数は12人で、内訳は1歳児10人、2歳児1人、5歳児1人でございます。

最後に、磐城認定こども園の新規入所内定人数は6人で、内訳は3歳児4人、5歳児2人になっております。

梨本議長 杉本議員。

杉本議員 公立のほうも4歳児の受入れがゼロになるんですよ、今のお話ですと。今、今回もそんなんですけども、昨年度も3歳児クラスが多かった、そのままスライドで上がってという話やと思うんです。これ、来年度も、今のこの状態、多分ほぼほぼマックスで受けられてると思うんですけども、その辺の精査を、せつかく早い時期に受けれるんだから、申込み状況等々を調べていただくことをちょっとお願いしておきます。

次に、小規模保育所、0歳児から2歳児まで受けていただいていると思うんですけども、この内定人数、どれぐらいの方が小規模保育所に来られてるのか、お願いします。

梨本議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 まず初めに、新庄せいかナーサリーの新規入所の内定人数は7人で、内訳は0歳児が3人、1歳児が4人です。

次に、アートチャイルドケア奈良葛城保育園の新規入所内定者数は5人で、内訳は0歳児が3人、1歳児が1人、2歳児が1人となっております。

梨本議長 杉本議員。

杉本議員 これ、先ほど2次募集のところでもアートチャイルドケアの名前が出て、ほんで、1歳児が13人待機になっているんですけども、その辺の微調整というのもこれからやられるって感じですよ。今、ここにもう入れんの待機児童13人とかというのもおかしい話やし、その辺は、これから精査していただくということで、理解しときます。

それでは、この小規模保育所をやっていただくに当たって、0歳、1歳、2歳と受けてい

ただくときに、議員の皆さんも心配されてたと思うんですけども、2歳児が卒園した後の受入先はどうなんだという話がよく出てたと思うんです。ほんで、今回初めてですよ、2歳児が卒園されるの。その辺の状況、うまいこといっているのか、質問でもずっと出たと思うので、しっかりとここで答えていただきたいと思います。

梨本議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 今年度の新庄せいかナーサリーとアートチャイルドケア奈良葛城保育園の卒園児は、合わせまして12名でございまして、連携施設への入所希望者は6名おられ、連携施設以外への入所希望者は6名おられ、それぞれ入所が内定しております。連携施設希望の6名の入所先につきましては、磐城第2保育所が4名、當麻第1保育所が1名、磐城認定こども園が1名となっております。また、連携施設以外の6名の入所先は、市内の私立保育園が1名、公立幼稚園が3名、私立の幼稚園が1名、その他1名となっております。

梨本議長 杉本議員。

杉本議員 希望される場所にちゃんと受けておられると、心配していたけどちゃんといけると、そういうことで捉えておきます。

次に、ちょっと幼稚園のほうを聞きたいんですけども、今年度の幼稚園の児童数、ある幼稚園の前を通ったときも、やっぱりちょっと人数が少ないのかなと思ったりもするんですけども、今年の児童数と来年の予定児童数を調べていただいていると思うんですけども、お願いできますか。

梨本議長 西川教育部長。

西川教育部長 教育部の西川です。よろしくお願いいいたします。

令和4年度各幼稚園在園児数ですが、新庄幼稚園が109名、忍海幼稚園が51名、新庄北幼稚園が22名、當麻幼稚園が38名、合計220名となっております。令和5年度入園予定者も含めての在園児数といたしまして、新庄幼稚園が112名、忍海幼稚園が48名、新庄北幼稚園が17名、當麻幼稚園が36名、合計213名となっております。

梨本議長 杉本議員。

杉本議員 定員よりやっぱりだいぶ少ないイメージなんですよね。何が言いたいかといいますと、當麻のほうで令和6年度、認定こども園を大きいのを造っていただいて、そこからまた数字の変動ってまたあると思うんですけども、ちょっと微妙なところあるんですけど、認定こども園が當麻地区に2つ、新庄地区にはないわけなんです。先ほども言いましたけども、4歳児、来年もそうやと思うんですけども、途中で引っ越しされてこられる方って、僕の経験ですけども、3歳児、4歳児ぐらいの方が、家を買おうかと言って葛城市に来られて、入れないというケースも多々あるんです。その辺を、當麻地区の認定こども園でどういう数字が変化になるか分からないですけど、ちょっとリサーチを、僕が言ってるみたいに本当に申込みがなかったらそれはいいと思うんですけども、そうではないような気がするんです、今、僕は。だって、申込みの前から、もうホームページで受入れ人数が出ているじゃないですか。そこで受け入れていますかという話なんです。それがなかったから僕は言うているので、その辺も、前もってどういう数字を出していたのか、ちょっと調べていただきたいと思います。

次に、先ほども1歳児の待機児童が13人と、それも恐らく保育士不足だと思うんですけども、保育士の確保についての施策、今、どういうことを、何回も聞いていて申し訳ないんですけども、それと、あと成果、どういうふうな成果が出たのか、お願いできますか。

梨本議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 保育士の確保の施策につきましては、令和2年度から実施しております葛城市潜在保育士再就職支援・登録事業と、今年度から実施しております保育士派遣業務委託などがあります。令和2年度から実施しております葛城市潜在保育士再就職支援・登録事業では、令和2年度は7名の申込みがあり、資格登録は7名、講習参加者は6名ありました。うち2名が保育士として就職されておられます。令和3年度は6名の申込みがありまして、5名が保育士登録と講習参加をされました。うち4名の方が保育士として就職しておられます。また、保育士派遣業務委託により、2名の保育士を公立保育所に派遣いただいております。

以上でございます。

梨本議長 杉本議員。

杉本議員 次に、僕、4年前ぐらいと思うんですけど、寝屋川市の例を挙げて、保育士の給料の補助とか、住むところの補助とか寝屋川市がやられてて、先生が、保育士が寝屋川市には集まり、待機児童はゼロであるというお話をさせてもうたと思うんですけども、それが山の向こうを越えてやって、奈良県に住んではる方でも、やっぱり今でもちょっと見れば、スマホとか見れば、条件とか、いいところにずっと行くから、多分奈良県内の保育士も大阪府で働いているであろうという予想だったんですけども、それが大阪府のことやったので、山を越えた話なんであれなんですけども、とうとうこの近くにも、その制度が来たんですけど、橿原市は既にやられています。香芝市も来年からやるといううわさは聞いております。これは葛城市ではどういうふうにお考えなのか、どういった施策なのかというのちょっと踏まえてお聞きしたいと思います。

梨本議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 橿原市では令和4年4月から私立の保育園の保育士に対しまして、給与補助や家賃補助、奨学金補助を実施されているとお伺いしております。保育士確保におきまして、これらの補助金や手当の影響がどれくらいあるのかも含めまして、近隣市の動向なども注視してまいりたいと思います。

梨本議長 杉本議員。

杉本議員 それでは、ちょっと市長にお聞きしていいですか。単純な話なんですよね。先ほどの葛城市の再就職の制度をやられてたけども、そこに来られてても、他市の保育士になった人もおられるわけじゃないですか。それ何でかというたら、同じことするんやったら、条件がいいほうに行こうというのがもう当たり前やと思うんです。例えばここで、来年から保育士に、奈良県内で働きたいとなったときに、給料も上がる、上だ、奨学金も補助が出る、同じことを仕事するんやったらもうそっちに行くに決まっているでしょうという話で、この前市内の園長らのお話を聞いたら、やっぱりそれでちょっと人材が決まらなかったこともあるよとい

うお話もしていただいて、それで、取り合いになったらおかしいのはおかしいと思うんですけども、せめてもの、大阪府で今働いている方も同じ条件やったら帰ってくると思うんですよ。それを葛城市だけやらないというて、今、もう既に保育士不足なわけじゃないですか。なおかつ来年には香芝市でもやられると。これ、来年から働こうと思った人は、どっちかに、普通に、何か僕、ほかの市を宣伝しているみたいですごい嫌なんですけど、単純なことやと思いますし、今、葛城市内で働いている保育士も、例えば分からないですけど、橿原市から来られてる方、香芝市から来られてる方って僕、絶対おられると思うんですけども、そういう情報とあって、もう回ってしまったら、同じ仕事するんやったらと思うのは当然だと思うんです。そのときに葛城市として、市長、この補助のこと、4年前から言っているお話なんですけども、どういったお考えなのか、今現在でも1歳児は待機児童が出ている、13人。保育士不足というのを解消するためにいろいろやっていただいているのは分かっているんですけども、他市と比べたときにそういうふうな差が出てしまうのはちょっとどうなんかなと思うんですけども、市長のお考え、どうでしょう。

梨本議長 阿古市長。

阿古市長 私立の保育士のお話ですね。この件は、当然公立の保育所の保育士のほうにも影響が出てくる話だと思います。今現在、部長が話しましたように、調査、検討している最中ですので、その調査が終わり次第、検討したいと考えております。

梨本議長 杉本議員。

杉本議員 僕、このタイミングでちょっと、もうわざとこれを今日やったのは、予算がそろそろ今の時期に決まっていって、検討をやられるんやったら、いち早く、部長、ほんならやってください。答えを出さないと、検討して、ちゃんと答え出さないと、やるやらないというふうにしないと、僕は駄目だと思っていて、多分、もう先ほど何回も言っていますけども、やっぱりそういった小さい条件、先ほどのやつでも、いい条件のほうで働くのは人として当然やと思うんですよ。例えば橿原市、香芝市とか2万円、月の給料、補助出るのかな。年間という24万円という話になってきたら、もうそんな火を見るより明らかとか、それは葛城市の市内の働く環境がめちゃくちゃええんやったら別やけど、そこまで大差ないと思うので、その辺ちょっと早急に調査して、ちゃんと発表していただきたいと思います。

最後にちょっとついでなんですけども、学童のことをお聞きしたいんです。学童の申込み時期と学童の待機児童というのを、ついでで申し訳ないんですけどもお願いします。

梨本議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 学童保育所の入所申込み受付は、翌年の予算や支援員の確保などに影響するために、毎年10月頃に募集を行っております。今年度は10月3日から10月7日の間で来年度の入所募集を行いました。学童保育所におきまして待機児童はございません。

梨本議長 杉本議員。

杉本議員 そしたら、その学童の申込みについての周知の仕方というのはどのようにされていますか。

梨本議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 周知につきましては、現在、市の広報誌とホームページへの掲載により行

っています。来年度につきましては、LINEも活用し、広報させていただく予定ではおりません。

梨本議長 杉本議員。

杉本議員 これ、僕の息子が来年小学校なんですけども、この前、ちょっと家内に、学童どうなってるのと。そんなまだやろうと言っていたんです。それは僕が悪いですよ、広報も見落としているし、ホームページも見てない僕が悪いんですけども、やばっと思って申込みに行きました。ほんなら、大丈夫ですよみたいな。ほんじゃこの10月で切ってるの、どういう意味みたいな。これは多分、人材とか人数を把握するためにやられていると思うんですよ。受けていただくからいいですよ。僕が悪いですよ、100%これは僕は悪いんですけども、周りのお母さん方にも聞いたら、お兄ちゃん、お姉ちゃんおるところは分かっているから、いや、それ10月やでみたいな。でも、新規に1年生になるお母さんに聞いたら、いや、私も周りの人に聞いて、危なかってんみたいな話なんです、やっぱり。そして僕はもう思いっきり遅れているんですよ。これ、ちょっと周知の仕方、市内の保育所、幼稚園で、もう卒園する子は分かっているわけじゃないですか。その子に9月でプリントを渡せば済む話だと思うんですよ、ホームページとかやっていますというのは分かるんですけども。これ、ちょっとごめんなさい、来年からやってください。周りのお母さんも、確かにそれは見落としてるわという人を何人か知ってたので、ちょっとついでで言って申し訳ないんですけど、お願いしておきます。

それでは、市長、お願いしておきます。

以上です。ありがとうございました。

梨本議長 杉本訓規議員の発言を終結いたします。

次に、8番、奥本佳史議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

8番、奥本佳史議員。

奥本議員 皆さん、あと少しお付き合いをお願いします、もう最後です。

議長のお許しを得ましたので、私の一般質問を始めさせていただきます。今回、2点質問させていただきます。

1点目は、就学前保育における諸課題について、そして2点目、今後の特別支援教育についてです。

以後、質問は質問席のほうよりさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

梨本議長 奥本議員。

奥本議員 では、よろしくをお願いします。

まず、1点目の就学前保育における諸課題についてから始めさせていただきます。これについては、去る6月定例会の一般質問で質問させていただきました。現在、公立保育所と認定こども園の園長を市長がやっぺらっしやる、そこについて非常に前向きに検討するというご答弁をいただきましたので、それから半年たちましたから、現状どういうふうに進んでいるかなという確認なんですけど、まず、その後の検討状況というのをお聞かせください。

梨本議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 よろしく願いいたします。6月にご質問いただきました件につきまして、検討中でございます。結論は出ておりません。

梨本議長 奥本議員。

奥本議員 非常にあっさりとしたお言葉でした。私、6月に、最後市長が答弁いただいて、非常に前向きに考えていただけるという感触を得たんです。ですから、6か月たって、何か少しでも前に進んでいるのかなと思って、今、お尋ねしたんですけども、全く同じ内容のご答弁で、非常にあっさりしたお答えだったので、ちょっと失望いたしました。こういう問題については、旧當麻町時代から、公立保育所の園長を自治体の首長が兼任する状況ということが続いておりますので、これだけ長らく続いた状況を一朝一夕に変えるというのは非常に困難なことだと、それは分かっております。今、その辺の現状が、ただ一応ああいう形でお答えいただいたので、もしかしたらちょっとは進んでいるのかなということだったんですけども、今もしかすると、現場レベルと担当レベルの部長ではお答えしにくいのかなということも思いましたので、もし市長の方で、もう少し突っ込んだところの踏み込んだご答弁いただけるのであればお願いします。いかがでしょうか。

梨本議長 溝尾副市長。

溝尾副市長 人員組織の観点で私の方からお答えさせていただきます。

奥本議員お述べの園長を専任にしてはどうかというような趣旨は理解しております。一方で過去の町長、市長を含めまして、市長が保育所長として務められ、各種行事への参加されていたこと、特に卒園時に保育証書を市長が1人ずつ手渡しをされていることを、私、お伺いいたしまして、外から来た私といたしましては、市長がお渡しするという事で、市全体としてもお祝いしているように感じまして、葛城市の規模だからできる、すばらしいというか、温かいというか、そういう行政というか、文化であると感じております。組織につきましては、まずは待機児童の解消などのための人員確保に注力しないといけないと思っております。その上で、園長を兼務していることの課題は何なのか、課題の解決法としていろいろあるとは思いますが、望ましい方法は何なのか。さらに、葛城市の規模だから、今、できているこのきめ細やかな行政というか、文化というのをできる限り続けていくためにはどのような方法があるかなどについて、引き続き検討しているところでございます。

梨本議長 奥本議員。

奥本議員 ありがとうございます。副市長が葛城市に来られて、市長が子どもたちに卒園証書を渡されるという、この風景を見て感動された。これはもう私たちも同じ気持ちでございます。やはりふだん接することのない方から、そういうことをもらうと非常に記念にもなるし感激もするわけです。そういった文化を残していくということは、これは非常に大事なことだと私も考えております。ただ、前回私、申しましたところをもう一回、若干重複しますが、県下では、公立保育所や認定こども園への園長を自治体の首長が兼任しているところというのは今や葛城市のみになっております。国の指針では、保育の現場には、保育の免許も経験も有する園長を置くことを基本としており、その任を首長が兼任する場合は、あくまでも例

外規定にのっとった措置と規定されております。以前は、昔は、葛城市以外、旧當麻町以外にも、そういった自治体は県内にもたくさんあったと、県に確認を取りましたけども、今、いろんな意味合いもあって、そういうのがなくなっていることも、どういったことでされているかはちょっとそれぞれの理屈とか理由があると思うんですけど、その辺りは全く同じ理由にはならないと思いますけども、引き続き葛城市の子どもたちにとって何がいいかというところは、検討いただいて、検討を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いしておきます。

では、続きまして、保育における諸課題について質問してまいりたいと思います。

まず、現在の待機児童問題、先ほど副市長もまずは待機児童の解消というふうにおっしゃいましたけれども、待機児童問題が注目されるに至った経過というのは皆さんご存じなんですけど、ちょっと改めて私も確認の意味で申し上げたいと思います。

まず、これは国の幼保無償化政策が1つの契機となったんかなという記憶しております。幼保の無償化、これには大きな2つの理由があったかと思うんです。

1つ目。この30年間、日本は先進国中、若年層の所得がほとんど上がらなかった。それによって、経済的理由から結婚を諦めたり、欲しくても子どもを持たない方が増加傾向にあったと。ここをどう解消するか。

2つ目。子どもを仮にもうけても、その子どもを抱えたままで働こうとしても預ける先が非常に少なかった。要するに待機児童になる可能性が高いので、働くことを逆に諦める方が増えてきた。この大きな2つの問題を解消するために、幼保無償化が2019年10月から始まったと私、記憶しているんです。ところが、国の思いとは裏腹に実際蓋をあけてみたら、保育が無償化されたことで潜在的な保育需要が活性化したんです。逆に待機児童の増加を招くに当たって、その待機児童対策がこの保育行政の一丁目一番地となったわけですね。そしてこの待機児童対策なんですけども、やっぱり、まずもって、子どもたちを受け入れるキャパシティの増大という量の確保が最優先課題となりました。

本市においても様々な施策を取っていただいて、令和6年までの対策というのをお示しいただいております。これについてはもう割愛します。ここで説明しません。それとは別に、待機児童対策のもう一つの課題である保育士の確保、保育士確保の点にちょっと今、焦点を当てたいと思います。先ほど杉本議員から、今年度の保育士確保の状況が、質問がございまして、担当部長からご説明いただきました。内容についてはそのとおりなので、もう改めて重複の質問はいたしません、お答えいただいた内容をちょっと分析したいと思います。

これは葛城市潜在保育士再就職支援・登録事業、今回、6名のお申込みいただきまして、5名の方が保育士として登録されました。そしてその5名が、講習と実習の後、そのうち4名が保育士として就職されましたということです。実はこの制度、講習の受講で1日当たりお一人5,000円、現場実習の期間、1時間当たり2,100円の実費が支払われます。こうやってお金をかけて、せっかく確保した保育士、その後どうなったか。4名の方が登録されたんですけども、その中で実際に葛城市市内、これ公立、私立関係なし、市内として見たときに、葛城市内で保育士として働くに至った方は、実は半分の2名だけなんです。残り2名は市外

の保育施設で働く結果と終わってしまいました。何を言いたいかといいますと、せっかく公費を投入して、時間も手間暇もかけて人材育成したのに、貴重な保育士の人材が最後の最後でよそに流れてしまった。これについて非常に残念に思うわけです。そもそもこの事業のKPIがどこに設定されているのか、ちょっと私、分からないんですけども、この辺り、今のままでいいのかということをおっしゃっていただきたいと思います。そういったところで、現状のその辺のところをどうお考えか、お答えいただけますか。

梨本議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 潜在保育士再就職支援・登録事業についてご説明いたします。事業といたしましては、先ほど来、ご説明させていただいておりますが、葛城市独自の事業といたしまして、不足する保育士を確保するために令和2年度から行っておる新規事業でございます。市内外の潜在保育士等の掘り起こしを行いまして、市内保育所への就職につなげていければいいなという思いの下での市の独自事業でございます。資格はあるけれど保育現場で働いたことがないとか、以前働いていたけれど長いブランクがあり自信がないといった方で、保育施設で働きたい方を対象にしまして、保育所における講習や職場体験を行う機会を提供し、保育士として就職する上での事前知識の習得と、就職に向けての不安を解消してもらうことを目的としておりまして、登録していただくことで、その方の思っておられる条件に合った雇用につながる場合もございます。登録制度を導入することによりまして、葛城市にとりましても、市周辺の潜在保育士等の人や数、人数、資格を把握することができまして、今後の保育施策の人員確保につなげていければという狙いで始めておる事業でございますので、すぐに市内での就職ということにつなげることはできませんけれども、将来を見据えて把握させていただくものでございます。

以上でございます。

梨本議長 奥本議員。

奥本議員 ありがとうございます。葛城市潜在保育士再就職支援・登録事業の目的が、一番最初に冒頭申し上げましたけども、市内保育所への就職につなげていくためというのがやっぱり第1目的かなと思いますので、こういった形で、最後の最後によそに流れて、周辺を含めた保育士がどれぐらいいるかというのは、その辺は、実は本当はもっと県がやるべきかなと思いますので、その辺のすみ分けできるのであれば、ちょっとうまく県の方をお願いされたらどうかという気はします。やはり今現状、全国的な保育士不足がうたわれておりまして、自治体や民間事業者の間で、保育士争奪戦が繰り広げられております。これも先ほど杉本議員が少し指摘されて、さらっと部長答弁いただきましたけども、既に榎原市で施策されております。先ほど、さらっとだったので、私、詳しく申し上げますね。大きく3つ、保育士確保のための施策をとられました。1つ、まず、保育士定着支援金として、常勤の保育士に対し、月2万円の給与加算。2番目、保育士の奨学金返済支援事業補助金として、これ、平成30年4月以降に採用された、これも常勤の保育士だけなんですけども、保育士資格取得のために借り入れた奨学金の返済に対し、年間10万円まで、年間返済額の2分の1を補助する。3番目、保育士宿舍借り上げ支援事業補助金として、常勤保育士で、園が借り上げている住宅家

賃に対し、月額上限5万5,000円までを補助する制度。これは実は全て私立の保育園と認定こども園に対する榎原市の支援事業なんですけども、これは公立は関係ないとはいえ、榎原市全体で、公立、私立関係なしに、1人でも多くの保育士を確保しようというものでございます。杉本議員からも紹介があったように、そういった動きがこの近隣でもどんどんこれから出てくると思われまして。行政がこういったなりふり構わない保育士確保の動きを見せるということは、私はちょっとおかしいなと思っているんです。しかもそれが、お金かけたら確保できるとかいうこういう動きは本当はもうあってはならないかなと思うんですけども、ただ、それをこまねいてしまっていると、我々が、葛城市全体で見たときに、公立あるいは私立含めた保育士の確保がままならん事態がやっぱり来るのかなという気はいたします。ですから、そこでどうしていくか、これが非常に重要な検討課題となるわけなんですよね。1つまず、ほかのところがこうやからこうやれと私、言いませんけども、やはりそういった金銭的な対応を取られているところに対して、葛城市も何らかのそれに近づくようなことができないかどうかの検討は、これはお願いしておきます。また、来年度の予算に絡むところですので、検討をお願いします。

一旦話を戻しますけども、保育士確保と並んで確認しておきたいのが、もう確保し終わっているというか、今現状働いていただいている保育士の定着度合い、逆に言うと離職状況をちょっと知りたいんです。厚生労働省の賃金構造基本統計調査、あるいは民間の調査において公表されているんですけども、一般の他業種と比較した場合の保育士の賃金が非常に低いと。これについては、国も保育士の処遇改善事業等によって賃金格差を埋める努力を今、進めておられます。この保育士の処遇が、現状の雇用に及ぼす影響の実態について、本市の状況を知りたいんです。会計年度任用職員の保育士は、これはもう任期つきなので、任期つきの雇用契約であるから、この場合、のけといて、市の職員として雇用されている正職員の保育士について、他の市の一般職の方と、職員と比較した場合の離職率に差はあるのかどうか。もしあるのであればその辺の理由を把握されているのかについて、ちょっと教えてください。

梨本議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 離職率の差はあまりございません。

以上でございます。

梨本議長 奥本議員。

奥本議員 やはり、これは予想した答えなんです。というのは、厚生労働省が令和元年11月26日に公表した、令和元年度幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査集計結果速報値修正版という資料、データがあるんですけども、そこにおいて実は、公立保育士と私立の保育士との年収を比較したデータが載っているんです。そこでは、公立保育士のほうが私立保育士よりも年収が高い傾向が示されております。ですから、自治体採用である公務員の正職の保育士については、賃金テーブル自体が民間の保育士と比べて非常に高い傾向がある。ですから、賃金を理由とする離職が少ないということが、今のお話からでも裏づけられたということですね。ということは、ここから先、先ほど述べたように、今後周辺自治体間で予想される保育士確保の激しい争奪戦、これを公立の職員、保育士はちょっと置いておいて、私立の保育

士の賃金というフィールドでの勝負になるというのは、明白になったということですね。ですから、ここで勝つとか負けるとかいう、そういう勝負をすることかいう表現も適当じゃないと私は思っているんですけども、先ほども申しましたように、高額な金額を示した自治体の一人勝ちにならないように、何らかの対策を、この賃金という面から見ても重ねてお願いしておきたいと思います。そしたら、今回のこの1番目については、最後になるんですけども、保育における諸課題について、現段階ではやはり保育士の確保、量の確保というのが優先事項になっているということで、お話しいたしました。

まずはここを他市に出し抜かれないようにしていただくということが1つ。そして、同時に取り組むこととして、私、今回提言というか提案させていただきたいのが、そろそろ本質的な質の確保という、これ今、質の確保って言われているんですけども、ちょっと意味合いが違うんで聞いてください。質の確保、それを俎上にのせる時期に来ているのではないかと思うんです。保育の質なんですけども、これについてはいろんな考え方がございます。1つ基準となるのが実はございまして、OECD、経済協力開発機構というところが、Starting Strong IIという報告書で、世界中の保育の質の基準というのを実は公表しているんです。保育の質は、保育者の在り方に大きく依存しており、1つ、施設や備品、素材等の物理的な環境、2つ目、人員配置、労働条件、マネジメント、チームワーク研修などの育成体制の2つを挙げております。組織がこれらの支えを欠いた場合、保育者は力を発揮できず、保育の質の確保が困難となると提起されてるんです。厚生労働省においても、これに基づいた報告書というのも実は作られております。ここで私が注目しているのはこの2番目の、組織の人員配置、マネジメント、チームワーク、研修などの育成体制なんです。これらに十分な対応を割くことができるのは、先ほど冒頭に言いましたけど、やはり常駐する園長じゃないかと思うんです。これも兼任する主任でもないと思います。申し上げますけども、やっぱりその職をマネジメントできるのは、常駐している園長であって、市長には、更にその上から全体を統括する、大きくマネジメントする、市の保育行政としてマネジメントする立場でやっていただきたいと思うんです。現場の保育士が専門性を高めるためには、やっぱり保育士が、保育士の皆さんが、先生方が、日々子どもたちの最善の利益を考えて保育ができるように環境を整えるということがやっぱり一番大事であって、それを高所から制度として、環境を整えるのが、それが現場で常駐している園長で、それを更に上の高所から制度として支援することができるのは、もう本当に市長しかないんです。行政のトップしかないです。保育の行政に携わってこられている職員たちはもう既にご存じのことだと思いますけども、今、保育の質というところにおいて、世界、欧米の保育の潮流というのが、保育制度の位置づけが、福祉から教育へと軸足が移ってきております。日本はまだ福祉政策の範疇を脱しきれれておりません。しかし、現場レベルでは、既に保育の中に、英語教育であるとか、いろんな教育が既に取り込まれて実践されております。いずれ日本においても、福祉と教育の大きな2つの大局的な視点からコントロールできることが求められるようになってくるんじゃないかと私、考えているんです。それができるのは本当に行政のトップの市長しかないんです。市長であり町長であり村長です。ですから、そういった意味に立っても、こ

の葛城市が、日本のほかの自治体に先駆けて、やはり市長がそういう、葛城市の保育行政は教育も含めた上で、こういう高所から判断して引っ張っていくんやというようなトップリーダーとなるような形を取ってほしいなど。これはもう私、夢に見ているんです。だから、そういうことを踏まえまして、また、検討の1課題に加えていただけたらと思いますので、そういうのをお願いしまして、1番目の質問を閉じさせていただきます。

それでは、続きまして、2番目として、今後の特別支援教育についてに入りたいと思います。令和4年の4月27日、今年なんですけども、文部科学省より、特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）、4文科初第375号という通知が出ました。これは全国の自治体の都道府県知事、それから教育長に対して出されております。これにつきまして、確認をちょっと進めてまいります。

まず、現状の本市の特別支援教育の現状について確認したいんですけども、現在子どもたち、児童・生徒が特別支援学級に入級するためには、教育支援委員会というところの判断が必要になってきます。この教育支援委員会、葛城市において、小学校入学の際にだけ開かれるものかどうか。また、その委員会のメンバーの構成は、今現状どういう形で運用されているのか、これについてお伺いします。

梨本議長 板橋教育部理事。

板橋教育部理事 教育部の板橋です。よろしくお願いいたします。

教育支援委員会は、児童・生徒の必要な支援の状況や保護者の要望などを基に、年度ごとに調査、審議の機会を持っております。委員の構成といたしましては、医師、学識経験者、巡回相談員である臨床心理士、保健師、学校長、県立特別支援学校の教員、通級指導の教室の担当者、学校教育課の職員などで、本年度は19名となっております。

以上です。

梨本議長 奥本議員。

奥本議員 19人の専門の方によって、毎年調査、審議の機会をさせていただいて、支援が必要な児童・生徒に、最適な学びになるよう対応していただいているということですね。私ちょっと、この辺、勘違いしてました。決して小学校入学時の1回だけの判定が、ずっと中学卒業まで続くというわけじゃないということが理解できました。

では、次の確認事項に入りますけれども、現在、市内小・中学校の特別支援学校の教諭免許を持つ先生というのは一体何人ほどいらっしゃるのでしょうか。

梨本議長 板橋教育部理事。

板橋教育部理事 小・中学校において、特別支援学級を担当する場合、特別支援学校の教諭免許は必須ではありませんが、現在、本市の小・中学校で特別支援学校教諭免許を所有している教員は、24名おります。

以上です。

梨本議長 奥本議員。

奥本議員 ありがとうございます。24名の先生が、特別支援学校の教諭免許を所有しているということですね。実は私、8年前にこの辺りの調査を近畿圏のほうで、含めて広く調べたんです。

そのとき分かったのが、もう奈良県は近畿の他府県に比べて、特別支援担当教諭については、国の基準よりも非常に手厚い加配の措置が取られていた。たしか児童6人に対して1人の先生だったと記憶しております。その状況というのは今も続いているのでしょうか。また、葛城市独自の状況というのがもしあれば、お示してください。

梨本議長 板橋教育部理事。

板橋教育部理事 特別支援学級の種別ごとの学級編制基準は、国が8名となっており、8名の児童・生徒に対して教員が1名配置されることとなっております。奈良県におきましては、学級編制基準を独自に6名としておりましたが、平成30年度から、自閉・情緒学級を8名に、令和5年度からは、全ての種別で、国基準と同様に8名に変更されます。葛城市におきましては、各学校の状況に合わせて、県で配置される特別支援教員以外に、特別教育支援員を独自に配置しております。

以上です。

梨本議長 奥本議員。

奥本議員 今のお話からいくと、非常に手厚い加配であった奈良県が、国の基準に合わせていったということで、現状というより、もう来年度から、8人に対して1人、これまで6人に対して1人やったのが、8人に対して1人という、ちょっと残念な結果になってしまうということですね。それとは逆に、葛城市は独自に、加配というか、支援員を上乗せ配置されているということなので、その辺りは少し安心いたしました。

では、ここまで、現在の葛城市の特別支援教育の体制について確認させていただいた上で、本題に進めてまいります。

冒頭に申しました、本年4月27日に文部科学省より出ました特別支援学級及び通級による指導の適切な運用についてという通知につきまして、この通知の趣旨をちょっと簡単に説明させていただきます。実は令和3年度に、文部科学省が特別支援教育の実態調査というのをやったんです。そうすると、一部の自治体、これはどこか分かりませんが、一部の自治体において、支援学級に在籍する児童・生徒が、障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた十分な指導を受けていない事例が見つかったと。障がいのある子どもと障がいのない子どもとが、触れ合い、ともに活動する交流及び共同学習の時数、時間数について、不適切な状況が見つかったので改善しなさいという内容で、具体的には、特別支援学級に在籍している児童・生徒については、原則として週の授業時数の半分以上を目安として、特別支援学級において、一人一人の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた授業を行いなさい、これを取り出し教育というんですけど、そういう基準が示されたのがこの通達なんです。国が言うには、特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、国連の障害者権利条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として行われることが重要で、これを遵守しなさいという通知になっているんですが、実は、ちょっとこれ、伏線があります。若干話がそれますが、聞いてください。実は国連の障害者権利条約というのがあります。日本は2014年にこれに締結、加盟しております。ところが、今年8月スイスジュネーブの国連欧州本部における障害者権利条約の審査のところで、日本は障がいのある子どもの

分離された特別教育が、ずっと変わらず永続しているじゃないか、こういう勧告を受けたんです。これに対して文部科学省が、多様な学びの場において行われている現在の特別支援教育を中止することは考えておらず、日本の施策は、同条約のインクルーシブ教育の実現に沿ったものであるという見解を国連に返したんです。つまり、条約に違反してませんよと国が言ったわけですね。

ですから、実はこれもちょっと影響して、今回の文部科学省通知の徹底が求められたわけなんです。日本が進めるインクルーシブ教育のこれを徹底させるために出されているんですけども、現場では、現場の学校では、非常に大きな混乱が起こっております。私のところにもある方から相談がございまして、この辺の混乱の内容をちょっと問うような内容でした。

まず、お伺いしたいんですが、この文部科学省の通知によって、本市の小・中学校の特別支援教育に何か変更があったのかどうか、あったのであればその辺の内容について教えてください。

梨本議長 板橋教育部理事。

板橋教育部理事 議員おっしゃるとおり、令和3年度の文部科学省の調査に基づいて、令和4年度の4月27日に、特別支援学級及び通級による指導の適切な運用についてという通知が出ております。その通知を受けまして、奈良県教育委員会のほうからは、この通知によって一律に従来までの運用を変更することを求めるものではなく、各市町村の運用が適切に行われているかどうか、再確認するよう連絡があり、本市としては、特別支援教育の対応はおおむねこれまでどおり行う旨を各校の学校長に説明を行ったところでございます。

また、確認しましたところ、本市の小・中学校の特別支援教育におきましては、この通知で指摘のあるような不適切な運用は見当たりませんでした。しかしながら、本通知に示された4つの事項、1としては、特別支援学級又は通級による指導の判断、2番目に、特別支援学級における授業時数、3番目に、自立活動の時数、4番目に、通級による指導の更なる活用について、これらのことを児童・生徒個々の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階に応じた学びの場が提供できているかどうか、また、個別の支援計画に基づいた指導が実施できているかどうか、小・中学校にいま一度見直していただくよう指示しているところでございます。

以上です。

梨本議長 奥本議員。

奥本議員 ありがとうございます。要するに本市においては、今回の文部科学省通知に違反するような点は一切なかったと。特別支援教育の取組については、これまでどおり進めるということ、これについて葛城市教育委員会のほうから各学校長に説明を行っていただいたということですね。ただし、文部科学省通知にある4つの事項については、特別支援教育を受ける児童・生徒個別の支援計画に基づいた指導ができているかどうかをいま一度確認していただいているということですね。承知いたしました。

今回の文部科学省通知に関して混乱が起こっていると私、申し上げました。特に実は大阪府において、非常にこの辺が大きく問題となってクローズアップされております。機械的に、

支援学級で学ぶ時間を総時間数の50%に区切るということが行われておりまして、これが実は、この市内からの相談を受けた方も、同じ取り方をされておりました。今までは、インクルーシブ教育の考え方に基づいて、必要なときは支援学級で、みんなと一緒に学習できるときは普通教室という方針で、その子に合ったカリキュラムで学習してきたんですけども、学校より、今回の文部科学省通知でシステムが変わったと。ですので、来年度、令和5年度以降の取り出しをどうするか、この12月中に判断してくださいということと言われたということで、非常に困っていらっしたんです。ちょっと私も調べたところ、それが全て市内の学校で一律同じように説明されたわけじゃなかったもので、もう一回、特別支援の担任の先生にお話を聞かれたらどうですかということで、個別に面談されて、最終的にはその辺のご不安というのは解消されたということで、納得されたわけなんですけども、この辺りの保護者の説明について、どういった形で行われたかというのは分かりますか。

梨本議長 板橋教育部理事。

板橋教育部理事 今回の文部科学省からの通知を受けまして、本市の特別支援教育の対応におおむね変更はなかったということから、各学校から直接保護者に対しまして、障がいの状態や特性及び心身の発達の段階などに合わせまして、今後の個別の指導、支援の在り方について、丁寧に説明させていただいたところであります。

以上です。

梨本議長 奥本議員。

奥本議員 今回の文部科学省通知に対する対応で、従来からの変更点がない、県も変更しなくていいということを葛城市教育委員会が、各学校の校長先生、学校長を集めて説明されたと。それを各学校において担当の先生方に説明されて、それをさらに、担当の先生から保護者に伝えるという伝言ゲームの中で、一部説明不足の点があったのではないかなという気はします。

また、その保護者への説明の時期について市内各校の判断に任せた結果、タイムラグが生じて、同じ特別支援教育を受けていらっしやるお子さんを持つ保護者の中で、いや、私は聞いてない。何でそれが、その話が出ているのとか、非常にそこで混乱が起こっているんです。ですから、こういった重要な説明というのは、誰が説明しても同じ内容になるということがまず1つと、さらっと通り一遍の説明では非常に難しい内容を含んでおりますので、ご理解いただけるまで十分な時間を取っていただけるように、なおかつ市内学校でやっぱりその辺の足並みをそろえて、こっちの学校はまだ説明できてないとか、タイミングの問題やと思うんですけども、その辺り、やはり対応として、今後また、同じような通知があるかもしれませんので、不安を招かない形での運用をお願いしておきたいと思っておりますので、よろしく願います。

その上で、もう1点確認したい点がございます。今回の学校からの説明で、令和5年度から、従来どおりの取り出しをやめて、普通学級で学ぶかどうかということ聞かれているわけなんですけども、それを普通学級に変えてくれというふうに変更された方はいらっしやるんでしょうか。

それともう一つは、仮に普通学級に変更したときに、いや、やっぱり特別支援学級に再入

級したいわとか、もしそういうふうなケースになった場合は、戻れるんでしょうか。この2つ、ちょっと重ねてお伺いします。

梨本議長 板橋教育部理事。

板橋教育部理事 今回の文部科学省の通知とは関係なしで、基本的に毎年、児童の障がいの状態とか、特性などの変化によりまして、特別支援学級の退級を希望される方は一定数おられます。今年度から、退級を視野に入れて、交流学級での授業を増やしていた児童の退級希望はやはりありました。また、教育支援委員会は毎年開催し審議しておりますので、特別支援学級への再入級について、こちらは可能となっております。ただし、特別支援学級を退級するという事は、抽出授業、いわゆる取り出しをするかしないかだけの判断ではなくて、その児童・生徒に応じた、その障がいの状態や特性及び心身の発達の段階などにおいて、特別の教育課程を編成して指導する必要があると判断したということになりますので、再度特別支援学級への入級は今までのところありません。

以上です。

梨本議長 奥本議員。

奥本議員 要するに、今回の文部科学省の通達に基づいて退級を決定されたわけじゃない。いらっしゃるんですけども、それはもういろんな支援の判定会も含めて、保護者の希望とか、ご本人のその辺の学びの進捗に合わせて、その辺変更されているということですね。了解いたしました。

ここまで、そういうちょっと不安に思われた方から問題提起いただいたので、これを質問させていただきましたけども、今回特別支援教育について質問をさせていただきました。何でこれ、私、取り組んでいるかというか、ちょっと1つ知っておいていただきたいんです。これ、多分ほとんどの方は知らない。私もかつて知らなかったので、ちょっと紹介させていただきます。

私、これに取り組むきっかけというのは9年前、奈良県のPTA協議会で、教育問題担当の役員をやっていたんです。そのときに、その委員会の中に入ってこられた保護者の方がいらっしゃって、実は、特別支援学校、以前の呼び方は養護学校というんですけど、特別支援学校に通っていらっしゃるお子さんをお持ちの方だったんです。その方が非常に不安を抱いていることをちょっと吐露されたんです、言われたんです。何かというと、実は小・中学校での特別支援教育というのは、学習なんです。学びなんです。ところが、特別支援学校に行くと、それが、自立訓練と作業訓練の割合がほとんどになってしまいます。特別支援学校を卒業しても、高校の卒業資格はないんです。得られないです。ということは大学進学できない。高校卒業資格もないので、就職なんかほとんど自分の思うようにいなくて、働く場所というのは福祉就労の制度適用を受ける職場ぐらいしか、正直ないんですよ。その方がおっしゃるには、自分たち、お父さんもお母さんも元気なうちはいいんですけども、自分たちがいなくなったら、この世から消えて亡くなった後、我が子が自立して生きていけるかどうか、一番心配なんですとおっしゃった。そしたら1回それについてちょっと調べてみましょうというところから始まったんです。そこで聞きました。特別支援教育には、そしたら今、

何が一番必要なんですかと。そしたらもう間髪入れずおっしゃいました。特別支援を受けている子どもたちが、小・中学校のように、健常者と一緒に学んで作業する経験のできる場が欲しいと。それが社会に出たときに、自立して生きる力につながるんだとおっしゃったんです。実は高等特別支援学校というのがあるんです。これは、障がいのある子であってもその子に合った賃金の高い就労を得て、生活の自立を目的とする育成機関なんです。これは奈良県でたった一つ、奈良県立高等養護学校というのが1校だけ存在します。ただ、当時は、奈良県立高等養護学校であっても、そこに入学してしまうと、小・中学校の特別支援学級のように健常者の子たちに交じって教育を受けるというチャンスは全然なかったんです。そこで、最終的に私たちがどうしたかという、これ、もう3年かけて、奈良県教育委員会と交渉したんですけども、県下の県立高校、普通科の県立高校ですけども、その中に高等養護学校の分教室を設置してほしい、してもらえないか。そこで健常者の生徒と一緒に学べる機会を、チャンスをつくってほしい。要望を重ねました。結果、3年ぐらいかかったんですけども、平成28年に、高円高校、二階堂高校、山辺高校に分教室が設置されました。その後私はもう県のPTAの役員も辞めたんですけども、せんだって樺本教育長からちょっとお伺いしたところでは、どこの高校か分からないんですが、高等養護学校の生徒が、その分教室で交流した中で、その普通科高校の生徒会の役員になった。そういう例があるということをお聞きしたんです。少しは、私たちのこの活動が、若干、障がいを持つ子どもたちが社会で活躍できる場という部分を開くお手伝いができたのかなということを非常にうれしく思いました。

こういったように特別支援教育というのは、その子が生きる力を身につけて、将来世の中に出て生きていく力を身につける。それが意味、1つの着地点であり、特にその保護者の方の希望なんです。そう考えたとき、葛城市の場合は中学校までしか特別支援教育体制が取れないんですけども、やはり適正なインクルーシブ教育の取組というのが、いろんな考え、今後考えられると思います。その先を見据えた取組というのをお願いしたいと思うわけなんですけども、この点について教育長、何かご所見ございましたら、ちょっとご意見を伺いたいと思います。

梨本議長 樺本教育長。

樺本教育長 特別支援教育の在り方、考え方について、私の方から答弁させていただきます。インクルーシブ教育システムの理念であります、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り同じ場でともに学ぶ、このことを追求しながらも、児童・生徒の個々の障がいの状態や特性に応じた学びの場を提供していきたいと考えております。また、個別の教育的ニーズのある児童・生徒に対しましては、特に自立と社会参加を見据えて、多様で柔軟な仕組みを整備することが必要だと感じています。そこで、先ほどの答弁にもありましたように、本市の特別支援教育におきましては、県費教員に加え、個別の支援がより充実するよう、必要に応じて市費の支援員を配置していること。また、通級指導教室、本年度、小学校に1校を開設いたしましたけれども、来年度以降、市内全ての小・中学校に整備できないかということも検討させていただき、学ぶ場の創出に努めたいというふうに考えております。今後とも、

一人一人の教育的ニーズに応じまして、障がいによる学習上または生活上の困難の克服、改善を図りながら、その子が持つ個性や能力を最大限伸ばすことができるよう、取り組んでまいりたいと考えています。

梨本議長 奥本議員。

奥本議員 ありがとうございます。今、通級指導教室というお話ちょっと出てきましたけども、やはり、今現状取り組んでいる内容が、もっとやっぱり拡充すべきだという判断をいただいたら、そこに対してまた、いろんな研究を重ねていただけるということは非常にうれしく思っていますので、その辺り、本当によろしく願いしておきます。

最後になりましたけども、ちょっともう時間もあれですし、最後に私、ある方の言葉だけ紹介して締めくくりたいと思っております。実は教育学者で、特別支援教育のエキスパートの山内康彦さんという方がいらっしゃいます。その方がこういうことをおっしゃっています。特別支援教育とは、高い跳び箱が飛べない子が低い跳び箱で練習したり、逆上がりができない子が、補助具を使って練習したりするのと同様、今、できない子がその子に合った場所で、精いっぱい練習できる場であり、いつかみんなと同じ場所に戻ってくるように練習する場である。こうおっしゃっているんです。そういう頑張る子たちをサポートするのが我々、議員も含めた行政の特別支援教育の取組であると思っておりますので、今後とも、本当に皆さん方のご協力をいただきながら進めていただければと思います。

以上で、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

梨本議長 奥本佳史議員の発言を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いましたが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会とすることに決定いたしました。

なお、明日9日午前10時から本会議を再開いたしますので、午前9時30分にご参集願います。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後4時12分